





京都府議会 文化·教育常任委員会 活動報告書









平成 29 年 5 月 17 日 文化・教育常任委員会

委員長 小鍛治 義広

副委員長 園崎 弘道

田中 英夫 委 昌

(平 29.4.28 まで副委員長)

員 巽 委

昭

員 兎本 委

和久

委

員機野

勝

委 委

員 本庄 孝夫

員 山内 佳子

委

員成宮真理子

委

員田中

健志

委

委

昌

田中 美貴子

員上倉

淑敬

京都府議会文化・教育常任委員会活動報告書目次

I 委員会の活動	1
1 委員会活動状況	3
2 調査に係る常任委員会の審議等の状況	9
(1) 概要	9
(2) 重要課題調査のための委員会	1 0
 ① 京都府における主権者教育について (H28.8.23) ② 障害者スポーツ振興について (H28.11.24) ③ チーム学校の推進に向けて〜部活動指導のあり方〜 (H29.1.17) ④ グローバル人材育成に向けて〜外国語教育の充実〜 (H29.4.28) 	4.0
(3) 出前議会 若手芸術家の発掘・育成による芸術振興について ~京都から世界へ~ (H29. 2. 7)(4) 管内外調査	4 8 5 1
① 管内調査 (H28.7.19~7.20) 京都府立鳥羽高等学校(京都市南区) 京都府立丹後郷土資料館(宮津市) 京丹後市役所〔於:京丹後市久美浜庁舎〕 京都暁星高等学校(宮津市)	
② 管外調査 (H28.11.8~11.9)石見銀山世界遺産センター(島根県大田市)岡山県立図書館(岡山県岡山市)	
③ 管外調査 (H29.1.25~1.27) 北海道博物館(北海道札幌市) 札幌市立栄町小学校・中学校(北海道札幌市) 北海道オホーツク総合振興局(北海道網走市) 日本体育大学附属高等支援学校(北海道網走市)	
Ⅱ 委員会活動のまとめ	6 7
附 参考資料 ************************************	9 1

I 委員会の活動



1 委員会活動状況

時 期	活動	議題・テーマ	
5	月		
H28. 5. 2	0 委 員 会	■委員長の選任 ■副委員長の選任 ■副委員長の順位	
6	月		
H28. 5.3	0 管 内 調 査	○2016 ツアー・オブ・ジャパン京都ステージ (行催事等委員会調査)	
H28. 6.	9 正副委員長会	■出席要求理事者■確認事項■本日の委員会運営	
H28. 6.	9 委 員 会 (初 回)	 ■出席要求理事者 ■確認事項 ■所管部局の事務事業概要等の聴取 ■報告事項の聴取 (文化スポーツ部) ・京都府立京都学・歴彩館条例(案)及び京都府立植物園条例の一部を改正する条例(案)について ・京都府公立大学法人平成28年度年度計画について(教育委員会) ・丹後地域における府立高校の在り方検討について ■今後の委員会運営 	
H28. 6. 2	1 正副委員長会	■定例会中の委員会運営■今後の委員会運営	
7	月		
H28. 7.1	多 員 会 1 (6定1日目)	■報告事項の聴取 (文化スポーツ部) ・平成28年度アクションプランについて ・スポーツ・文化・ワールド・フォーラムの開催について ・国際大会誘致等の取組状況について ・亀岡市都市計画公園及び京都スタジアム(仮称)に係る環境保 全専門家会議の開催結果等について ・包括外部監査結果に基づく措置状況について (教育委員会) ・平成28年度アクションプランについて ・「京都府立図書館協議会条例(仮称)」の制定について ・包括外部監査結果に基づく措置状況について ・包括外部監査結果に基づく措置状況について	

H28. 7.12 H28. 7.19 ~ H28. 7.20	委 (6定2日目) 管 内 調 査	
H28. 7.23		○ナショナルトレーニングセンター開所式 (行催事等委員会調査)
8	月	
H28. 8.23	正副委員長会	■本日の委員会運営
H28. 8.23	委 員 会 (閉会中)	■所管事項の調査・「京都府における主権者教育について」参考人:京都府立大学公共政策学部 講師 杉岡 秀紀 氏
9	月	
H28. 9.21	正副委員長会	■定例会中の委員会及び分科会運営■今後の委員会運営

H28. 9.26	委員会及び 予算特別委員会 分 科 会 (9定1日目)	■報告事項の聴取 (文化スポーツ部) ・平成28年度アクションプランの検討状況について ・府民利用施設のあり方検証結果報告について ・文化スポーツ部所管施設における指定管理者等の選定について ・総合資料館跡地活用等検討委員会について ・京都文化芸術会議について ・京都文化力プロジェクト2016-2020実施計画(総論)(案)の策定 について ・京都スタジアム(仮称)整備の取組状況について ・通年型アイススケート場の整備要望等について (教育委員会) ・平成28年度アクションプランの検討状況について ・府民利用施設のあり方検証結果報告について
	委員会及び 予算特別委員会	 教育委員会所管施設における指定管理者の選定について ■付託議案及び審査依頼議案(質疑終結まで) ■付託議案(討論・採決) ■審査依頼議案(適否確認)
H28. 9. 27	分 科 会 (9定2日目)	■所管事項の質問■閉会中の継続審査及び調査■今後の委員会運営
10	月	
H28. 10. 20	正副委員長会	■分科会運営
H28. 10. 27	予算特別委員会 分 科 会 (9定3日目)	■審査依頼議案(説明聴取・質疑・適否確認)
11	月	
H28. 11. 8 ~ H28. 11. 9	管外調査	■所管事項の調査○石見銀山世界遺産センター・世界遺産登録に至るまでの取組と遺産の保存・管理の取組について・現地視察(龍源寺間歩)○岡山県立図書館・岡山県立図書館の取組について・施設視察
H28. 11. 24	正副委員長会	■本日の委員会運営

H28. 11. 24	委 員 会 (閉会中)	■所管事項の調査 •「障害者スポーツ振興について」 参考人:立命館大学産業社会学部 教授 金山 千広 氏		
12	月			
H28. 12. 9	正副委員長会	■定例会中の委員会運営■今後の委員会運営		
H28. 12. 12	委 員 会 (12 定1日目)	■報告事項の聴取 (文化スポーツ部) ・平成28年度アクションプランについて ・文化スポーツ部所管施設における指定管理者候補団体について ・京都府立京都学・歴彩館の一部オープンについて ・スポーツ・文化・ワールド・フォーラムの開催結果について ・国際大会誘致等の取組状況について ・京都スタジアム(仮称)整備の取組状況について ・京都府におけるスポーツ施設のあり方懇話会の開催状況について ・京都府におけるスポーツ施設のあり方懇話会の開催状況について ・京都府職員定数条例の改正について ・京都府職員定数条例の改正について ・教育委員会所管施設における指定管理者候補団体について		
H28. 12. 13	委 員 会 (12 定2日目)	■付託議案(討論・採決)■付託請願の審査■所管事項の質問■閉会中の継続審査及び調査■今後の委員会運営		
H28. 12. 18	管 内 調 査	○第5回記念大会 全国高校生伝統文化フェスティバル (行催事等委員会調査)		
1	月			
H29. 1.17	正副委員長会	■本日の委員会運営■今後の委員会運営		
H29. 1.17	委 員 会 (閉会中)	■所管事項の調査・「チーム学校の推進に向けて~部活動指導のあり方~」参考人:京都工芸繊維大学基盤科学系 教授 野村 照夫 氏■今後の委員会運営		

H29. 1.25 ~ H29. 1.27	管外調査	■所管事項の調査 ○北海道博物館 ・同博物館の概要について ・施設視察 ・現地視察(北海道開拓の村) ○札幌市立栄町小学校・中学校 ・同校におけるインクルーシブ教育について ・施設視察 ○北海道オホーツク総合振興局 ・オホーツク・スポーツ合宿誘致の取り組みについて ○日本体育大学附属高等支援学校 ・同校の取り組みについて ・施設視察
2	月	
H29. 2. 1	管 内 調 査	○第35回京都府文化賞授賞式(京都文化芸術会議交流会) (行催事等委員会調査)
H29. 2. 7	出 前 議 会	○京都府京都文化博物館・若手芸術家の発掘・育成による芸術振興について~京都から世界へ~
3	月	
H29. 3. 7	正副委員長会	■定例会中の委員会及び分科会運営■今後の委員会運営
H29. 3. 7 H29. 3. 8	委員会及び 予算特別委員会	
H29. 3. 8	委員会及び 予算特別委員会 分 科 会	■今後の委員会運営■付託議案及び審査依頼議案(質疑終結まで)■審査依頼議案(適否確認)

1 委員会活動状況

H29. 3.23	管 内 調 査	○平成 28 年度京都府立大学卒業式(学位授与式) (行催事等委員会調査)
4 月		
H29. 4. 6	管 内 調 査	○平成29年度京都府立大学入学式(行催事等委員会調査)
H29. 4. 7	管 内 調 査	〇平成29年度京都府立医科大学入学式(行催事等委員会調査)
H29. 4. 9	管 内 調 査	○文化庁地域文化創生本部設置記念式典(行催事等委員会調査)
H29. 4.26	管 内 調 査	○京都文化力プロジェクト推進フォーラム(行催事等委員会調査)
H29. 4.27	管内調査	○京都府立京都学・歴彩館グランドオープン記念フォーラム (行催事等委員会調査)
H29. 4. 28	正副委員長会	■本日の委員会運営
H29. 4.28	委 員 会 (閉会中)	■所管事項の調査・「グローバル人材育成に向けて〜外国語教育の充実〜」参考人:玉川大学大学院教育学研究科教授 佐藤 久美子氏
5	月	
H29. 5. 16	正副委員長会	■臨時会中の委員会運営
H29. 5. 17	委 員 会 (5 臨)	■委員会活動のまとめ

2 調査に係る常任委員会の審議等の状況

(1) 概 要

本委員会は、文化スポーツ部の所管及び京都府教育委員会の所管並びにそれに関連する事項を所管している。主な所管事項は次表のとおりである。

部局名	主な所管事項		
文化スポーツ部	文化、芸術、生涯学習、スポーツ、私学、府大学、大学政		
(知事部局)	策		
教育委員会	学校教育、特別支援教育、保健体育、社会教育、文化財保		
(知事部局以外)	護		

参照:京都府「平成28年度運営目標」 http://www.pref.kyoto.jp/unei/index.html

京都府議会の各常任委員会では、年4回の定例会において、条例案や予算案などの審査を行うほか、議会の閉会中に委員会を毎月開催して、府政の重要課題について、テーマを設けて集中的に審議したり、京都府内や他府県に赴いて調査を行ったりしている。

今期の文化・教育常任委員会の閉会中の調査活動では、所管事項に関するテーマについての議論を深めるため、参考人制度を積極的に活用して、学識経験者の意見を聴取し、テーマに関する意見交換を行った。

また、府民の皆様の様々な意見や思いを的確に把握し、府政の推進に活かすために、出前議会を開催し、文化芸術の各分野で活動されている方々と意見交換を行った。

管内調査では、京都府の施策が実施されている現場や学校などを訪問し、府の事業担当者、学校関係者等から、事業内容等の説明を聴取するとともに、現地視察や施設視察を行った。

そして、管外調査では、先進事例や京都府と共通する課題に対して、他の自治体や 関係団体等がどのように対応しているのか、もしくは対応しようとしているのかを調 査した。

(2) 重要課題調査のための委員会

① 京都府における主権者教育について

(平成28年8月23日(火)開催)

■開催概要

平成27年6月19日、公職選挙法等の一部を改正する法律が公布され、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられることに対応するため、国においても平成27年11月9日に「主権者教育の推進に関する検討チーム」を設置し、主権者に求められる社会と関わる力の養成の検討を行っている。

一方、京都府では平成28年3月に「高等学校等における主権者教育指導の手引き」を作成し、地域貢献活動や地域連携活動、「法やルールに関する教育」の実践及び政治的教養を育む実践の三つの視点を踏まえて、主権者教育を充実させ、子どもたちに主権者としての自覚を促し、必要な知識と判断力の習熟を進める取組を進めている。

こうしたことを踏まえ、文化・教育常任委員会に参考人を招致し、京都府における主権者教育の取組について、説明を聴取するとともに、課題や今後のあり方等について、議論を行った。

■運営

- O 理事者説明
 - ・京都府における主権者教育の取組内容と課題等について
- 質疑応答・意見交換等

■出席理事者等

- 参考人 京都府立大学公共政策学部・公共政策学科 講師 杉岡 秀紀 氏
- 理事者
 教育庁指導部長、学校教育課長、高校教育課長、
 文化スポーツ部文教課長、大学政策課長

可理事者説明

理事者説明資料

高等学校等における主権者教育について

教育委員会

1 これまでの経過

■ 国の動向

- (平成26年6月20日)日本国憲法の改正手続きに関する法律の一部を改正する 法律の公布、平成30年6月21日以後の国民投票から、投票権年齢を満18歳に引き下げ
- (平成27年6月19日) 公職選挙法等の一部を改正する法律の公布、平成28年6 月19日から選挙権年齢を満18歳以上に引き下げ
- (平成27年10月29日) 文部科学省が「高等学校等における政治的教養の教育と 高等学校等の生徒による政治的活動等について」を通知
- (平成27年度11月) 文部科学省・総務省作成の副教材「私たちが拓く日本の未来」を在籍生徒全員に配付
- (平成28年2月) 文部科学省が生徒指導関係者向けに「高等学校等における政 治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」Q&Aを作 成

■ 府の動向

- (平成23・24年度) 社会の仕組みを理解させるとともに積極的に社会参画する ための知識・技能や態度などを養うことを目的とした「社会とかかわる力の育 成プロジェクト支援事業」を実施
- (平成25年度から)子どもが人や社会とつながり、共生するための力を身に付けることを目標に「法やルールに関する教育」を実施
- (平成26年度から)従来から各校で取り組まれてきたボランティア活動を「高校生地域とつながる事業」として発展させ、すべての生徒がボランティア活動を経験する取組を実施
- (平成27年12月)府内3会場において府教委・府選管共催で「政治的教養を育 む教育連絡協議会」を実施
- (平成28年3月)「高等学校等の主権者教育指導の手引き」を作成し、府立学校の全教員に配付
- (平成28年5月) 府立学校管理職及び担当教員を対象に「高等学校等における 主権省教育連絡協議会」を開催、府選挙管理委員会と府教委から公職選挙法や 「高等学校等の主権者教育指導の手引き」についての説明を実施
- 〇府立学校における実施計画に基づいた主権者教育を実践

■ 今後のスケジュール

- (平成29年1月) 各校の実践事例を追補し、製本・印刷して各府立高校教員等に 配布
- ○小中高等学校教育を見通した主権者教育の在り方の検討

- 2 高等学校等における主権者教育の手引きの概要
- 京都府における主権者教育の指導指針を明示

京都府の主権者教育は次の「三つの視点」により構成している。

- ◆地域貢献や地域連携活動の推進
- ◆「法やルールに関する教育」の実践
- ◆政治的教養を育む実践

手引きにおいては、「三つの視点」の具体的な解説、指導の進め方及び 指導の留意点を具体的に明示している。

■ 手引きの主な内容:全100ページ

第1章 現状と課題

- 1 若者の投票に対する傾向
 - ・20歳代の投票率が全体の投票率に比べ約20ポイント低い
- 2 法改正を踏まえた文部科学省の対応
 - ・現実の具体的な政治事象を取り扱うこと、模擬選挙、模擬議会などの現実の政治を教育活動に積極的に取り入れること等を通知。
- 3 京都府の主権者教育の現状
 - ・京都府教育振興プラン (平成28年1月改定) で主権者として自ら判断し行動できる資質や能力を養うための取組推進することを明記している。また、「社会と関わる力の育成プロジェト」「法やルールに関する教育」「高校生地域とつながる事業」の実施。

第2章 京都府における主権者教育の指導指針

1 目的

地域と連携・協働する活動を主体的に行うことにより地域社会の一員 としての自覚を高めるとともに、共生するための相互尊重のルールを身 につけ、民主社会の維持・発展を図るために必要な知識や見方・考え方 を習得し、国家・社会の形成者としての資質を育む。

- 2 「育む力、態度」
- ○論理的思考力(とりわけ根拠をもって主張し他者を説得する力)
- ○現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断するカ
- ○現実社会の諸課題を見出し、協働的に追究し解決する力
- ○公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度
- 3 主権者教育の視点

地域貢献や地域連携活動の推進、「法やルールに関する教育」の実践 及び政的教養を育む実践という三つの視点を踏まえて実施する。

- 4 政治的教養を育む実践の進め方
- ・各学校の教育目標や地域や生徒の実態等を踏まえ校長を中心として各校の教育活動全体で取り組んでいく。

- ・具体的・実践的な取組を行うことにより、社会参画意識や政治への能動的態度を醸成する。(例:議会の傍聴、協働的な活動を重ね、マニフェストや選挙公報等の作成、ディベート、施策提言等の取組)
- ・府、各市町村議会事務局、府、各市町村選挙管理委員会及び選挙啓発 団体などの外部関係団体との連携・協力を行う。
- 5 政治的教養を育む実践の指導上の留意点
- 特定の見方や考え方に偏った取扱いにより、生徒が主体的に考え、判断することを妨げることがないよう留意すること。
- 教員は、個人的な主義主張を述べることは避け、中立かつ公正な立場で生徒を指導すること。
- 6 生徒による政治的活動の取扱い

放課後や休日等に学校の構外で行われる生徒の選挙運動や政治的活動は、家庭の理解の下、生徒が判断し、行うものである。また、子どもの権利条約では、自由に自己の意見を表明する権利を確保するものとしている。校長は必要な校内規定を定めることができることとしており、校長は生徒の政治的活動の指導の在り方について、学校の教育目標や地域の実態、生徒の状況等に鑑みて適切に判断することが求められる。その際には、生徒は権利行使の主体であるという視点に立ち、生徒の権利を妨げることがないようにするとともに、政治的信条の是非を問うようなものにならないよう十分な配慮が必要である。

第3章 系統的な指導計画、主権者教育実施計画の策定

資料 ・京都大学大学院法学研究科 土井真一教授の講演録

文部科学省通知文書類

実践事例集 指導の流れに合わせた実践事例を掲載

■ 各校の実施状況及び実施計画例

府立高校に参院選の期日前投票所の設置(京滋初)

木津川市選挙管理委員会との取組。参院選において同市内の府立木津高校と南陽高校に期日前投票所を設置。生徒は立会人の役割を担うと共に、 誘導ボランティアを実施

参院選の期日前投票所の運営ボランティア

京都市選挙管理委員会との取組。期日前投票所(各区役所等)で、誘導 等のボランティア活動を実施

議会の傍聴(久御山、※西舞鶴・東舞鶴→9月府議会)

学校所在地の市・町議会の傍聴。実際の議会を傍聴することにより政治への関心を高める取組。

模擬議会 (大江、亀岡、南丹)

学校所在地の市議会との取組。実際の議場において、議員席から質問や 政策提言を行う。

選挙管理委員会からの出前授業及び模擬投票

府又は市町村選挙管理委員会から選挙の仕組みや、公職選挙法について の講義を受けるとともに、投票箱、記載台を使用して模擬投票を実施

公民科、総合的な学習の時間、特別活動の他、多くの教科、科目で実施

家庭、世界史、国語、英語、情報、福祉等の多くの教科、科目でディベートやプレゼンテーション等の実践的授業を実施

研修旅行、生徒会選挙等と関連づけた取組

海外への研修旅行の研修課題において国際問題、民族問題等を学ぶ。また、生徒会選挙において、投票の意義や責任を学ぶ。

○ 参考人説明

京都府立大学公共政策学部公共政策学科 講師 杉岡 秀紀 氏

【説明概要】(本文中の図表は参考人作成資料より引用)

◆若者投票率をめぐる状況

平成27年に国会で公職選挙法が改正され、平成28年6月から18歳選挙権が実現した。世界の92%の国で選



挙権が 18 歳に下げられているので、日本の 18 歳選挙権実現は、世界の中では当たり前のところに追いついた位置づけになるということを確認しておかなければいけないと思う。

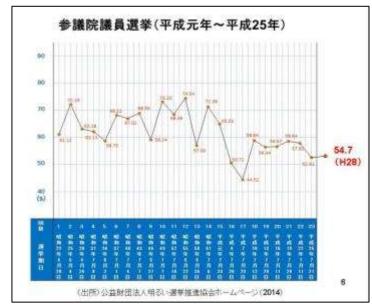
そして、新たに選挙権を得る対象は、18歳と19歳の約240万人である。これは全体の有権者から見ると2%である。京都では、約4.8万人から4.9万人が有権者として参入をする。

平成 26 年の衆議院選挙のときは、全体の投票率が 52.66%であり、その中で 20 代の投票率は 32.58%であった。やはり全体から見ると、若者の投票率は低いということがわかる。

平成28年7月における参議院選挙の18歳と19歳の投票率は45.45%であった。参議院選挙の全体の投票率が54.7%だったので、18、19歳の投票率が高い印象を受ける。特に京都は、全体の投票率は51.17%であったが、18歳、19歳の投票率は53.85%であり、全国よりも約9ポイント高い数字だった。京都は京都府選管、府立高校の取り組みも含めて非常にうまくいった1年目だったのではないかと思う。ただ、ほんとにそれだけで終わってよいのかということを問題提起してみたいと思う。

前回の参議院選挙の全体の投票率が52.61%であり、今回は54.7%であったので、

少し微増している。しかし、やはり戦後4番目に低い数字であるので、18歳選挙権が実現したことで、全体の投票率が大幅に上がったわけではないことを押えなければいけないと思う。また、今回の参議院選挙における18歳のみの投票率は51.17%であり、19歳は39.66%であった。やはり、相当メディアも含めて18歳だけをあおったので、19歳の投票率がそこまで上がらなかったのではないかと思う。18歳、19歳の投票率が大き



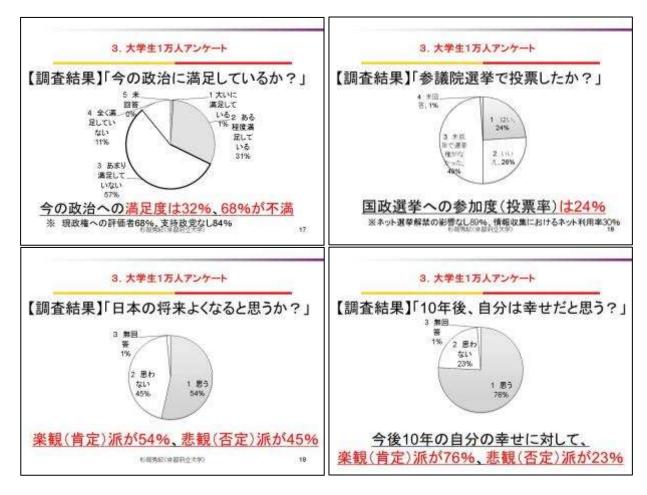
く上がったというよりは、18歳だけが上がったのが、今回の参議院選挙の結果である。 20代の投票率は8月現在、総務省において集計中であるので比較できないが、恐らく、 そこまで上がっていないのではないかというのが私の見立てである。 そういった中で、投票を棄権した 理由について、さまざまな研究や検 証が行われている。3年前に公益財 団法人明るい選挙推進協会が行っ た調査結果の若者の部分をみると、 一番多かったのは「選挙に余り関心 がない」の23.4%である。やはり関 心がないと投票行動に結びつかな いので、この部分をしっかりと、個 人任せにせずに家庭教育、学校教 育、地域教育で行わなければ、選挙



権だけを引き下げたところで、投票率が上がることはないだろうということがわかる。

◆大学生1万人アンケート

日本地方政治学会で2年前になるが、全国1万人の大学生を対象に政治や選挙に対する意識調査をした。その結果をいくつか紹介する。



調査結果から、今の政治に対して満足しているわけではないが、自分の将来や日本の将来に対しては決して悲観的ではないということがわかる。これが何を意味するかというと、自分の生活や自分の将来、日本の将来と、政治を結びつけていないのではないだろうか。つまり、選挙という行為や政治というものに対して自分がかかわるこ

とによって、自分の未来がもっと大きく変わるとは考えていないのかもしれない、ということが見えてくる。

私は授業の中で、若者が投票に行かないことによるデメリットがたくさんあることを伝えている。例えば、若者の声を届けるための手段を失ってしまうことである。そして、自分たちが選んでいない人が、自分たちが納める税金の使い道を決めてしまい、これに対して意見を言う権利もないということである。また、**政治的リテラシーを子供や後輩に対して、自分が政治参加をしていないと伝えることができないと思う。したがって、少し大げさな表現になるが、これは日本の民主主義を揺らがすことにつながってしまうので、しっかりと政治参加するかどうか考えることが大事だと思う。これが主権者教育の必要な理由だと思う。

※政治に参加する市民に求められるスキルや判断力、批判力など。

◆若者投票率向上のための方策

イギリスでは、2002年に政治学者であるバーナード・クリックがレポートを出して、シティズンシップ教育を義務化している。レポートの中でクリックは、シティズンシップ教育を3つに分類している。1つは論争的時事問題を取り込んだ学習、2つ目はグループによる共同学習、3つ目が座学で教室内に閉じこもるのではなく、社会に直接働きかける学習である。

この3つの学習をイギリスで行っており、私もクリックの分類に基づいて、実践を している。

論争的時事問題を取り込んだ学習として、京都府立大学公共政策学部の1回生から 2回生、約100名を対象に、京都府選挙管理委員会とともに「模擬選挙」を実施している。ただ体験するだけでなく、何に気づいたかを大事にしている。

2つ目はグループ学習である。京都光華女子大学で座学を中心にトピックを理解し

た上で、そのトピックについてグループで論争するという講義を行っている。例えば消費税増税について賛成・反対派に分かれて議論をしている。こういったグループワークを繰り返した後、まちに出て、そのまちの課題を聞き取り、課題に対してグループで考え、場合によってはフィールドワークや、ヒアリングを行うという講義をしている。

自分でトピックスについて考え、社 会へ訴えかけていくということを行

クラスa	クラスb	クラスc	クラスd
80.4	80.6	62.3	88.6
89.1	80.6	68.8	92.4
26.1	28.6	28.6	30.4
89.6	74.6	39	72.2
71.7	82.1	45.5	74.7
46 (85.2)	67(73.9)	77(86.5)	79 (61.7)
ンシップ」以	1年次	全学年	全学年
- Contract Contract	1年次	全学年	全学年
1年次	1年次	全学年	全学年
1年次 教養科目	1年次 教養以外	全学年 教養科目	全学年 教養以9
1年次 教養科目 79.9	1年次 教養以外 79.9	全学年 教養科目 78.2	全学年 教養以9 81.7
1年次 教養科目 79.9 74.5	1年次 教養以外 79.9 76.7	全学年 教養科目 78.2 73.2	全学年 教養以9 81.7 79.7
1年次 数差科目 79.9 74.5 13.7	1年次 教養以外 79.9 76.7 10.8	全学年 教養科目 78.2 73.2 12.1	全学年 教養以9 81.7 79.7 17.9
	80 4 89 1 26 1 89 6 71.7	80.4 80.6 89.1 80.6 26.1 28.6 89.6 74.6 71.7 82.1	80.4 80.6 62.3 89.1 80.6 68.8 26.1 28.8 28.6 69.6 74.6 39 71.7 82.1 45.5

うことで、「授業への積極性」や「レポートなどの課題への積極性」が上がるという 教育効果が出てきている。

最後に、社会に直接働きかける活動として、京都府立大学の学生と龍谷大学、立命 館大学の学生の総勢約 100 名の学生が参加し、京都府知事選挙における広報ビデオの 制作を行った。参加した学生は、プロモーションビデオの制作を通して、過去の京都府知事選挙はどうだったのか、ほかの市町がどんなことをやっているのか調べた。そのことによって、選挙に対する考え方が大きく変わり、ここに参加した学生の多くが投票に行った。このことから、若者が当事者意識を持って活動することの重要性がよくわかった。

◆シティズンシップ教育の必要性

今までは、教育の中に政治を持ち込まないというのが中立性だった。ところが、文部科学省と総務省が政治や選挙等に関する高校生向け副教材をつくり、積極的に教育の中でこういった問題を取り込んでいこうと、180度方向転換した。そこで、どういう中立性が望まれるのかということが問われてくる。

保守からリベラルまで非常に多様な政治的リテラシーの養成を。 治があることを自分たちなりに理解をして、社会を相対化させる、これが本当の意味での中立性だろうと思う。特定の政治や特定の政党を押しつけるということではもちろんなく、多様な考え方を学べる場を作ることが必要だと思う。

シティズンシップを一言でいうと、市民としての権利、あるいは政治にかかわる権利、そして社会に生きる権利である。こういった権利を持っているということをわからしめる、そういった教育のことをシティズンシップ教育と呼んでいる。

日本の場合、公職選挙法でもしっかりと政治意識の向上に努めていくことがうたわれており、教育基本法の中でも、良識ある公民のために必要だということがうたわれているので、決して新しい話ではない。しかしながら、これまでは、もう一方でブレーキを踏んできた。公職選挙法でも、学校教育者は児童生徒、学生に教育者の地位を利用して選挙運動をすることはできないと書かれている。さらに文部科学省が、当時は文部省であるが、学校でいわゆる政治教育をするなという通達を出していたので、やはり現場ではなかなか取り組めなかったのである。しかしながら、これが廃止になり、副読本が発表されて、これからは積極的にやっていきましょうと一気に変わってしまった。だから、現場が混乱していると思う。

シティズンシップ教育の中でも、非常に多様なシティズンシップ教育が展開されていることに注目している。

シティズンシップ教育として京都府としても注目すべき取組を紹介する。

愛知県の新城市は今の市長になってから、若者の声を取り入れようということで、若者の条例をつくっており、市内に在学、または在勤する 16 歳から 29 歳までの若者 20 人が若者議会というものをつくっている。単なる模擬議会ではなく、政策にしっかり若者の意見を反映する仕組みをつくっている。こういった取り組みが非常にシティズンシップ教育の参考になるのではと思う。

また、高知市の「こうちこどもファンド」という事例がある。高知市のまちづくり

5. シティズンシップ教育の必要性 【日本におけるシティズンシップ教育の現状(5)】 (経済産業省の研究会(2006年) 「シティズンシップ教育宣言」 (総務省「常時啓発事業のあり方等研究会」(2012年) (文部科学省・総務省「私たちが拓く日本の未来」 (2015年)

学校におけるシティズンシップ教育、

基金をつくって、子どもだけでなく大人だけでもない、子どもと大人が一緒になって まちづくりや市民参加をするときに資金援助しようという取り組みである。大人だけ、 子どもだけでは申請できない仕組みになっている。常に大人と子どもがセットになっ て物事を考えて社会に働きかけていくということである。

また、審査員の中にも子どもが入っており、子どもが9人、大人7人で、過半数であれば子どもが勝つようになっている。そういった仕組みをつくりながら、地域清掃活動やバザー、災害対策、防犯などの取り組みをしている。

このように、青少年を含めた子どもや大人が自分たちで何かアクションを起こして 社会に働きかけていくといったことこそが、私は地域教育と学校教育、家庭教育をつ なぐシティズンシップ教育ではないかと思う。

高知市はこれをシティズンシップ教育として行っているわけではないと思うが、このようなシティズンシップ教育に注目していかないと、模擬投票だけでは投票率も上がらず、そもそも生活実感と政治とを結びつけていない若者に対して、余り意味がないと思う。

ただし、まだまだ考えなければいけない課題はたくさんある。抜粋ではあるが、 1点目に、さらなる選挙権の引き下げという問題についても今後、議論があるかもしれない。

2点目に、被選挙権年齢についてである。選挙権年齢を下げて、政治意識が涵養されて政治に興味を持っても、現在は立候補できるのが25歳である。そして、

6. おわりに

【残された課題】

○さらなる選挙権の引き下げ cf) 16歳選挙権

○被選挙権年齢の引き下げ

○民法、少年法上での成人の定義

○女性議員の比率向上

○住民票と選挙権 cf)住民票を移しているのは25%。3か月の居住条件

○ネット投票

○2022年度からの新設される「公共」etc...

まずはシティズンとしての自覚を大人から。

全がし政行に興味を持つしも、現在は [立候補できるのが 25 歳である。そして、参議院議員や知事になってくると 30 歳にならないと立候補できない。この問題も考えるべきだと思う。

3点目に、民法や少年法上での成人の定義がばらついている問題である。選挙権は 18歳、結婚年齢は女性 16歳、男性 18歳、お酒とたばこも含めた民法上の大人は 20歳と大人の定義がばらついている。こういった問題も決着をつけなければいけない時期に来ていると思う。

4点目に、女性議員の比率も上げていかないと、やはり9%対91%という関係性の中で同じ議論はできないだろうと思う。

5点目に、選挙権と住民票の問題である。公選法が改正され、一応救済措置がとられたことで投票しやすくなったが、そもそも大学が多いこの京都でなかなか住民票を移さない学生に対して、どのようにシティズンシップ教育をするのかという問題も残された課題である。

さまざまな、考えるべき論点があるが、こういった問題も含めて、シティズンシップ教育の課題として小学生、中学生、高校生、大学生が議論できるような環境をぜひともつくっていきたいと思う。

② 障害者スポーツ振興について

(平成28年11月24日(木)開催)

■開催概要

障害者のスポーツは、近年、一般のスポーツ行政との「一元化」も進み、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けた選手の競技の普及等の動きも盛んになっている。しかし、練習場や指導者の充実といったトップアスリートに対する支援に課題があると同時に、一般の障害者にも地域でのスポーツ環境の整備、競技レベルに応じた支援体制の充実などの課題がある。

こうした中、京都府では「障害者スポーツ振興アクションプラン」を策定し、 障害者スポーツの現状と課題を明らかにし、必要な施設の整備や運用の改善、競 技力を向上させるための仕組みづくりに取り組んでいる。

こうしたことを踏まえ、文化・教育常任委員会に参考人を招致し、今後の障害 者スポーツ振興策等について、説明を聴取するとともに、京都府における課題や今 後の対策等について、議論を行った。

■運営

- 〇 参考人説明
 - 障害者スポーツ振興について
- O 質疑応答・意見交換等

■出席理事者等

- ② 参考人立命館大学産業社会学部・現代社会学科教授 金山 千広 氏
- O 理事者

文化スポーツ部副部長、理事(文化・スポーツ施設整備担当)、文化スポーツ総務課長、スポーツ振興課長、スポーツ施設整備課長、教育庁指導部特別支援教育課長、保健体育課長

○ 参考人説明

立命館大学産業社会学部現代社会学科 教授 金山 千広 氏

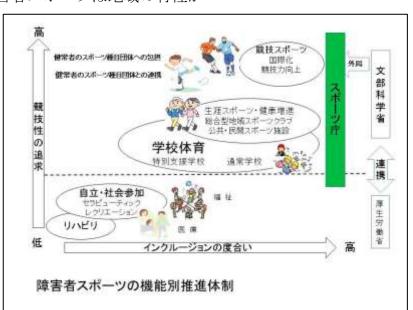
【説明概要】(本文中の図表は参考人作成資料より引用)

◆全国的な傾向と先駆的事例

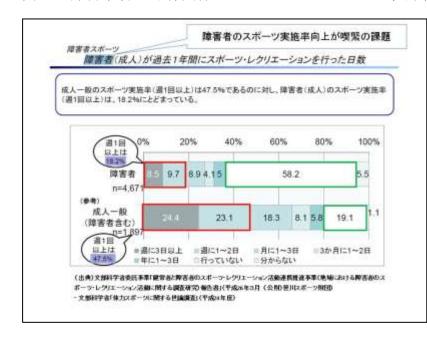
平成23年にスポーツ基本法が施行され、翌年に基本計画 が施行された。それまで、障害者スポーツは地域の特性が

強調されたり、個別性が強調されることが多かったので、全体的、定量的に数値化されることが非常に少なかったが、スポーツ基本法が施行されて以降、障害者スポーツ関係でも多くのデータが出てくるようになった。

本日は、そうしたデータを中心にお話しする。障害者スポーツというのは、長らく厚生労働省の管轄だった。昨年



度に文部科学省の外郭団体としてスポーツ庁ができ、障害者スポーツの、原則的にリハ



ビリ以外の部分がスポーツ 庁の管轄になった。障害者スポーツのリハビリ以外の部分というのは、学校体育、地域スポーツ、競技スポーツである。

次に、文部科学省の調査データ「障害者(成人)が過去 1年間にスポーツ・レクリエーションを行った日数」によると、成人一般のスポーツ実施率は、「週1回以上」が47.5%であるのに対して、障害者は18.2%にとどまって

いる。また、スポーツを「行っていない」と回答した人も、成人一般が 19.1%であるの に対して、障害者は 58.2% と非常に多い。これが喫緊の課題になり、障害者のスポーツ 実施率向上が注目されるようになった。

そして、都道府県の多くで障害福祉や社会福祉の部署が障害者スポーツを担っている。

国では、一元化がうたわれているが、地方では障害福祉課などが障害者スポーツを担っているのが現状である。

◆総合型地域スポーツクラ ブと障害者

笹川スポーツ財団が調査 した結果を示す。総合型地域 スポーツクラブへの障害者 の参加状況については、4割 以上のクラブで障害のある 方が「現在、参加している」



もしくは「過去に参加していた」というデータが出た。このデータが出たとき、思っているよりも障害者の参加している総合型地域スポーツクラブが多いことに驚いた。

障害者が参加しているスポーツの種目は、「卓球」が多く、続いて「グラウンドゴルフ」「健康体操・運動」「ウォーキング・ハイキング」「ジュニアスポーツスクール」となる。圧倒的に「卓球」が多いので、障害者スポーツ種目として卓球は非常に有効な

のではないかということがわかる。また、障害者スポーツの種目として「風船バレー」というものが入っていないので、特別な配慮なしに参加できる障害のある方が、周りの少しの配慮で参加しているということが分かる。

また、障害者を受け入れていないクラブのうち、今後受け入れていこうというクラブは大体2割である。条件によって受け入れるというク

障害者が参加しているスポーツ種目

障害者スポーツの種目ではない

- 特別な配慮や対応はせずに参加できる障害者が 自然体で参加する傾向
- 参加している種目として は、卓球、グランドゴルフ、 健康体操、運動、ウォー キング、ハイキングなど が多い。

FIR UZ	176 EI	P = 30
1	卓球	61
2	グラウンドゴルフ	53
3	健康体操·運動	46
4	ウォーキング・ハイキング	42
5	ジュニアスポーツスクール	34
6	サッカー・フットサル	33
7	パトミントン	30
8	水泳・ブール教室	26
9	スポーツ吹矢	23
10	陸上競技・マラソン	22
10	ソフトバレーボール	22
	C + 107.3	

鎌日

自由記述、n=409

同等数

出典:笹川スポーツ財団(2013)「健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション 活動連携推進事業(地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関 する調査研究)報告書』

ラブは8割である。障害者受け入れのための課題として1番多いのは「障害者に対応できる指導者の確保」であり、やはり指導者に対するニーズが高い。

◆スポーツ推進委員と障害者スポーツ

笹川スポーツ財団の調査によると、スポーツ推進委員協議会等の取組で、障害者のためのスポーツイベントや教室の運営を行っているのは 47 都道府県、20 政令指定都市のうち、都道府県では5つ、政令指定都市でも5つであった。

また、スポーツ推進委員協 議会が障害者を受け入れて いくための課題として、障害 者スポーツに関する知識・技 術がないと挙げるところが 3割以上あり、関わる機会が ない、経験がないと挙げると ころが4割あった。

また、ある市において、ス ポーツ推進委員で障がい者 スポーツ指導員の資格につ いて認知している人がどれ くらいいるか調査したとこ スポーツ推進委員協議会障害者を受け入れていくための課題 障害者受け入れ: 受け入れるため: 組織としての課題 希望する支援 研修会の開催・参加促進 障害者・障害者スポーツ に関する知識や技術がな 都道府県 25.5% LI 政令都市 35.0% 都道府県 31.9% 政令都市 35.0% スポーツ推進委員各々の 障害者スポーツに関する意 識についての報告は乏しい 障害者スポーツに関わる 機会・交流経験がない 政令都市 40.0%

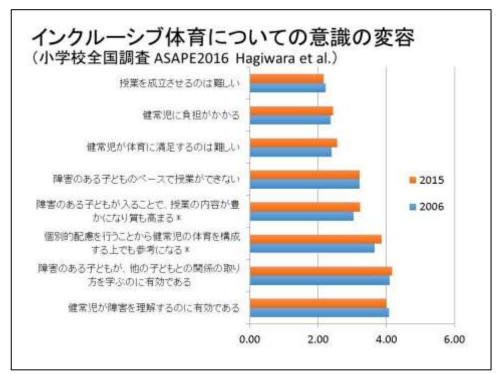
ろ、認知している人は約3割しかいなかった。

障害者スポーツに無関心な層を減らす必要があるが、そのためには、こうした無関心 層がみんなでできるアダプテッド・スポーツを体験し、障害者スポーツは特別なもので あるという意識を持たないようにすることが大事である。

◆障害のある児童生徒の体育(通常校)

障害のある児童 とない児童が一緒 に行う「インクル ーシブ体育」に関 する教師の意識に ついて、特別支援 教育が実施される 前年の2006年と、 実施後の 2015 年 に調査した結果が あるので示す。

2015年の方が数 値が上がった項目 は、「障害者のあ る子どもが入るこ とで、授業の内容

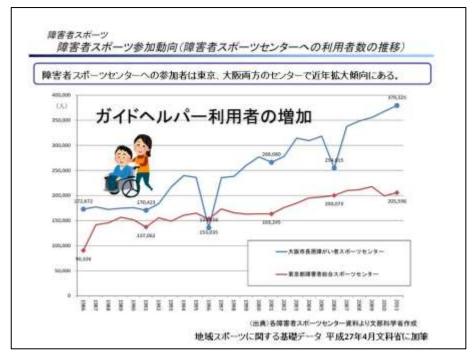


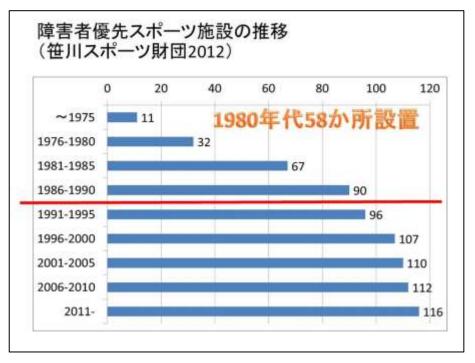
が豊かになり質も高まる」と「個別的配慮を行うことから健常児の体育を構成する上で も参考になる」等である。世界的な傾向として、細かいところまで目の行き届くベテラ ンの先生より、若い先生の方がインクルーシブに向いていると言われている。やはり、 若い先生が増えており、意識が変わってきているということである。

◆公共スポーツ施設と障害者

文部科学省が、東京都と大阪市の障害者スポーツセンターの利用者数を調査した結果、利用者数が増えていることがわかった。

その理由として、高 齢の障害者が増えて いることと、「ガイド ヘルパー」というサー ビスができたことが 挙げられる。平成の初 期の段階では、親が子 どもをセンターに連 れて来ていたが、今は ガイドヘルパーを利 用する人が増えてい る。障害者優先スポー ツ施設は、現在約115 カ所あると言われて いるが、1980 年代に 58 カ所が設置され て、バリアフリーが言 われ出した 1990 年代 以降というのはほと んど増えていない。そ の理由は、公共スポー ツ施設で障害者も利 用できるようにする 流れがあるからである。





一般公共スポーツ施設が障害者を受け入れるため必要とされる初期マネジメントについても分析した結果、障害者でも利用できるという情報を掲示していくことが必要であると思う。例えば、障害者のスポーツ教室を実施していることや、障がい者スポーツ指導員の存在があるといった情報を掲示することである。

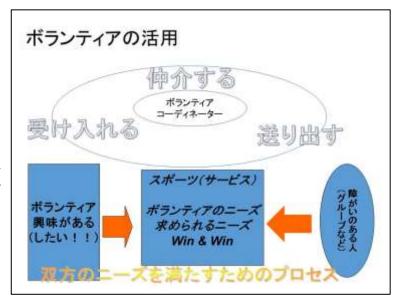
◆障がい者スポーツ指導者

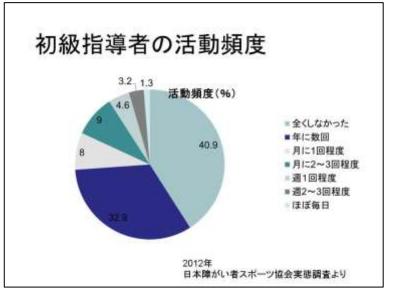
日本障がい者スポーツ協会では、障害者スポーツの指導者の人数を、2016年現在の約22,000人から、2020年には3万人を目標に、2030年には5万人を目標にしている。

初級指導員は、2万人近くいるが、資格を取得して全く活動をしなかった人、活動できない人が4割、年に数回の活動をしている人が3割で、70%以上の人はあまり活動ができていない。

障害者スポーツ指導者の活動に際しての不安は、「障害に起因する配慮すべき事柄がよくわからない」、「経験が不足」「ルールうなどに関する知識が不足」というもである。結局、資格を取得しても活動する機会が少ないのである。障害者スポーツ指導員のニースとである。と思り起こしなどが必要になると思う。

ボランティアをしたいということで資格を取った人とかがいるので、障害のある人のグループなどがあったら、スポーツサービスとして、ボランティアのニーズと求められるニーズというのがウインの関係になるようなボランティア機能、コーディネート





機能というのが特に障害者スポーツの場合は必要になる。

◆国の施策

平成 27 年度は「地域における障害者スポーツ普及促進事業」というものが行われたこれは、特に地域においてスポーツの管轄部局と障害者スポーツの管轄部局が分かれているので、お互いに一般スポーツ、障害者スポーツを理解するため実行委員会を立ち上げ、話し合う機会を作ろうというものであった。

これに名乗りを上げたのが、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、滋賀県、大阪府、徳島県などである。全体の傾向として、まず一堂に会する実行委員会をつくり、アンケート調査をし、その上でいろいろな企画を行っている。新潟県では障がい者スポーツ指導員の養成講習会の開催地域を毎年変えて、県内全域で指導者の養成を実施した。また、県の障害者スポーツセンターだけでは選手強化がうまくいかないため特別支援学校の活用がされた。

地方公共団体における障害者スポーツの事業の具体例

新潟県

- ① 県内各地での指導者講習会の開催
- 障がい者スポーツ指導員(初級)の養成講習会の開催地域を毎年変えて、県内全域での指導者養成を実施。
- ② 特別支援学校の体育館の活用
- 県の障害者スポーツセンターだけでは選手強化が十分に行えないことから、近隣の特別支援学校の体育館を利用する体制を整備。県内の障害者スポーツの拠点化。
- ③ 巡回スポーツ教室
- 地域の社会福祉協議会、障害福祉関係団体、福祉施設、市町村や学校等からの依頼を受けて開催。全ての 障害種別に対応。

平成26年度文部科学省委託事業「健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業(地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究)報告書」より。

次に、平成 28 年度の事業として「特別支援学校等を活用した障害児・者のスポーツ活動実践事業」というものがある。これは、拠点として障害児・者の地域スポーツクラブを設立し、その活動を年間を通して定期的に継続しましょうということで、予算がついた事業である。特別支援学校での運動部活動が充実しているところが少ないといこと、また、障害児や障害者にとって身近な施設である特別支援学校等を有効活用されていないことを改善するためにこの事業の展開が始まった。

この事業は、滋賀県や鳥取県、福岡県、神戸市のほか、国立弘前大学が実施している。 例えば、神戸市では盲学校でブラインドサッカーのクラブを作ろうとしている。

特別支援学校等を活用した障害児・者のスポーツ活動実践事業 (前年度 予算額: 18, 130千円)

現 粉

障害児・者が、学校や地域におけるスポーツ活動に参加できる機会は十分ではなく、継続的にスポーツ活動を実施できる環境は整っていない状況にある。

特別支援学校や特別支援学級設置校(「特別支援学校等」という)は、障害児・者にとって、身近でかつ安心して安全 (こスポーツができる場と想定されるが、小・中・高に比して、有効に活用されていない状況にある。

学校開館の割合:特別支援学校
 ①作育機: 875% のグラウンド: 543% (出典: 干級:5年度の新科学省長託調金結集)
 (参考):特別支援学校を核ぐ公立学校
 ①体育機: 853% のグラウンド: 778% (出典: 支薪科学省調べ)

要求内容

障害児・者が、安心して安全にスポーツができる場と想定される特別支援学校等を有効に活用するための実践研究を 実施することにより、地域における障害者スポーツの拠点づくりを推進する。

特殊支援学術業:1,086桁(出典:干成16年度学校基本統計)(参考)障害者スポーツセンター:114施設(出典:干成39年度文部科学省央託調査搭集)

1. 特別支援学校等を拠点とした障害児・者の地域スポーツクラブ活動の実施・支援

放課後や休日に、特別支援学校等の学校体育施設を拠点として、在校生、卒業生、地域 住民等がともに参加できる<u>障害児・者の地域スポーツクラブを設立し、その活動を年間を通して、定期的・継続的に実施・支援</u>する。



2. 特別支援学校等における休育・運動部活動等の支援

障害者スポーツ指導者を特別支援学校等の体育・運動部活動へ派遣し、障害種・程度に応じたきめ細かな指導・助言や将来有望なアスリートの発掘・育成を行うほか、他の特別支援学校等に在籍する 障害児や地域住民との合同部活動の実施、地域のスポーツイベントへの参加促進の取組を支援する。



効果

- 1. 障害児・者にとって、<u>身近な施設である特別支援学校等を有効活用</u>することにより、<u>効率的・効果的に、日常的なスポーツ活動を促進</u>。
- 2020年東京パラリンピック競技大会等に向けて、特別支援学校等を活用した障害児・者のスポーツ機運の醸成 アスリートの発掘・育成に寄与。
- 特別支援学校等を拠点として、障害の有無にかかわらず、地域住民と障害児・者がスポーツを通じた交流を行うことにより、障害者への理解促進及び共生社会の実現。

③ チーム学校の推進に向けて~部活動指導のあり方~

(平成 29 年 1 月 17 日 (火) 開催)

■開催概要

学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大する 中、教員の長時間勤務の改善が課題となっている。国においては「学校現場におけ る業務の適正化に向けて~次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と 業務改善のためのタスクフォース」を設置し、報告の中で部活動の負担軽減につい て、部活動を支える環境整備を推進するとしている。こうした中、京都府において も多様な専門性を持つ人材と連携・分担するチーム体制を整備し、教員が子どもと 向き合いしっかり指導できる環境づくりを推進する施策について検討を進めてい る。

こうしたことを踏まえ、文化・教育常任委員会に参考人を招致し、京都府におけ る部活動指導のあり方について、説明を聴取し、課題や今後の対策等について議論 を行った。

■運営

- 参考人説明
 - チーム学校の推進に向けて~部活動指導のあり方~
- 質疑応答・意見交換等

■出席理事者等

- O 参考人 京都工芸繊維大学基盤科学系 教授 野村 照夫 氏
- 理事者 教育庁管理部長、指導部長、教職員課長、学校教育課長、 高校教育課長、保健体育課長、文化スポーツ部文教課長

〇 参考人説明

京都工芸繊維大学基盤科学系 教授 野村 照夫 氏

【説明概要】(本文中の図表は参考人作成資料より引用)

◆「チーム学校」の経緯

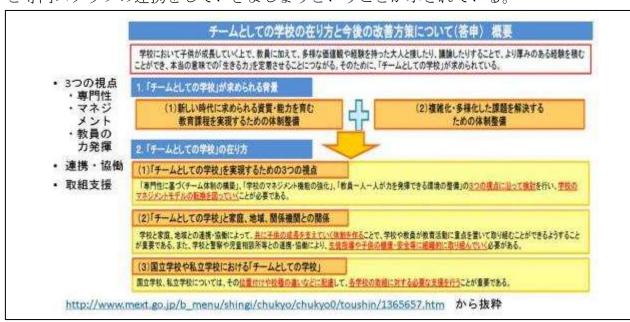
「チーム学校」という単語は、もともとは国の施策の中で出てきた単語である。



平成 26 年に、文部科学大臣から中央教育審議会に「これからの学校教育を担う教職員やチームとしての学校の在り方について」ということが諮問され、作業部会が設置された。その後、平成 27 年 12 月に「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」という答申が出された。その答申は、学校単体ではなく、家庭や地域と協働し、また学校の中でも教員に加えて様々な人が連携、協力して学校教育を進めていきましょうというものであった。また、「チームとしての学校」を実現するための3つの視点として、それぞれの専門性を生かした体制が構築されること、学校マネジメント力の強化、教員の力が発揮できる環境の整備が挙げられている。

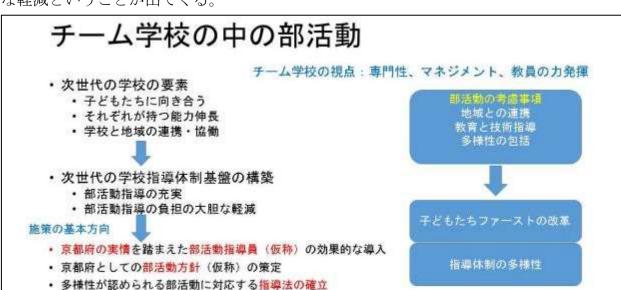
平成27年11月には「次世代の学校指導体制強化のためのタスクフォース」という審議チームがつくられた。その中の最終まとめでは、子どもと向き合うこと、能力をのばすこと、学校と地域の連携・協働が大きな柱とされており、やはりチーム学校や部活動のことが書かれている。ここでは、「チーム学校の推進」や「チーム学校」という単語が出てきている。このまとめによると、チーム学校の整備とは、教員、事務職員、それから心理カウンセラーやケースワーカーも含めて、そういった専門スタッフが学校の運営や教育活動に参画することとされている。そういった専門はを生かして、子どもたちを伸ばしていきましょうということである。

また、部活動指導については、部活動指導員(仮称)という制度を新しく作り、教員と専門スタッフの連携をしていきましょうということが示されている。



平成28年4月には、教員の業務改善という観点からも「次世代の学校指導体制にふ さわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォース」が設置され、平成28年 7月に検討結果が報告されている。そこでは、業務改善のための方策として4つの方策 が提案されており、そのうちの一つに「部活動の負担を大胆に軽減する」というのがあ る。

では、チーム学校という中で部活動を考えるときに検討しなければならないことはど ういうことなのかというと、次世代の学校という要素からは、子どもたちと向き合うこ と、能力を伸ばすこと、地域と連携することが出てくる。次世代の学校指導体制の基盤 をつくるという観点からすれば、部活動指導を充実させる、または指導者の負担の大胆 な軽減ということが出てくる。



◆部活動について

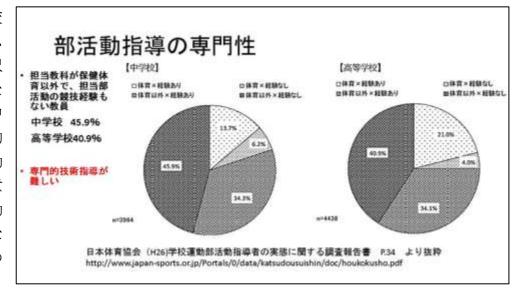
部活動と言うと、課外授業だから教育ではないと思う人もいるが、今の学習指導要領 では学校教育の一環と明言されている。少し前までは、「必修クラブ」という行い方を していた時代もあったが、今はその縛りがなくなり、課外活動が必修ではない。

部活動は学校教育の一環

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、学校 教育活動の一環として、大きな意義や役割を果たしている。また、部活動 指導の充実については、生徒や保護者、地域の期待も高い。

中学校学習指導要領総則「(13)生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動につ いては、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感のかん養 等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する こと。その際、地域や学校の実態等に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関 係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。」

- 技能等の伸長だけでなく、子どもと教員が信頼関係を構築する中で、生徒の自主性、協調性、 責任感、連帯感などを育成する高い教育効果があることを踏まえた対応が必要
- 休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長への配慮が必要
- ・部活動の練習計画を立てる際には、医・科学的な視点を取り入れることや効率的な練習方法を 導入することが大切



その部活動自体に教育的意義を求める教職員もすごく多い。確かに、勤務時間が長くなったり、いろいろ子どもがいて運営が大変だったりするが、それでも教職員が部活動を一生懸命やるのはなぜかというと、こういう教育的意義を自分の中で解釈しているということが非常に大きい。

日本体育協会の部活動に関する調査報告で、顧問を引き受けている先生で競技経験がない教職員が中学校では 45%、高校では 40%いるとされている。教育に関するノウハウは持っているが、専門的指導がなかなか難しいということがこの調査からわかる。

OECD国際教員指導環境調査 (TALIS: Teaching and Learning International Survey) 教員の勤務時間は参加国中で 断トツに長い!人員不足感も大きい ・中学校教員の課外活動指導時間は、週7.7時間であり、 ▶ 教員の1週間当たりの勤務時間は最長。 参加国平均の2.1時間と比較すると大幅に長い。→ ▶ 授業時間は参加国平均と問程度であるが *諸外国では、教員の業務が主に授業に特化 ツ・文化活動)の指導時間が特に長 く、事務業務、授業の計画・準備時間も長い。 *日本では、教員が、教科指導、生徒指導、部活動指導 > 教員や支援職員等の不足を指摘する校長も多い。 等を一体的に行うことが特徴 くす道間あたりの動務時間つ (46.55) *「日本型学校教育」は、国際的にも高く評価 *学校が子供たちの人格的成長に大きな役割を果たす。 投票 19.5 34万国/地域 *学習指導・生徒指導等に加え、複雑化・多様化する課 技事計画 ·準備 8.7 題が教員に集中し、授業等の教育指導に専念しづらい 課外活動 7.7* (太系-ツ/文化) 2.1 状况 事務業務 **29** 5.5 関係との 此間作業/ 1.5 語会い 2.9 学校や教職員をサポートするスタッフの充実を進めていく必要性 学校運業 3.0 業務 1.6 我が国の教員(前期中等教育段階)の現状と課題-国際教員指導環境調査(TALIS)の結果概要http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/__icsFiles/afieldfile/2014/06/30/1349189_1.pdf

経済協力開発機構(OECD)の国際比較で、日本の教員の課外活動の指導時間は週7.7時間とされている。参加国の平均である2.1時間と比べると長いことがわかる。

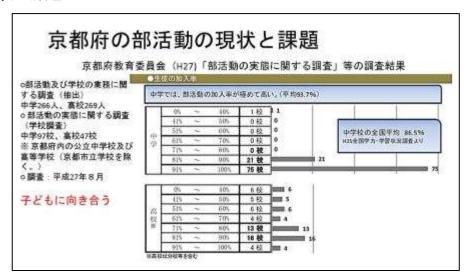
日本は学校スポーツからスポーツが発展してきているが、諸外国の多くは、地域のクラブでスポーツを行って伸びてくることが多いため、学校の部活動が必ずしもメインではない国がほとんどである。諸外国では、クラブに任せているので、教員が、部活動以外のことに特化できている。日本は、教科の指導や生徒指導、部活動指導を一体的に行

うのが特徴である。これは一貫した教育ができるということから、評価されているので、 むげに欧米に倣う必要はないと思う。

ただ、多くのことを教員が抱えることになるので、教育指導に専念しづらいと指摘されており、サポートするスタッフがいてもよいと思う。

◆京都府の部活動の現状と課題

活動日数については半数をは、中学校では半数を超える部が毎日活動している。休日も部活動しているところがで21%、高校で28%ある。つまり、子どもある。かなかなか休みがとれない状況であり、



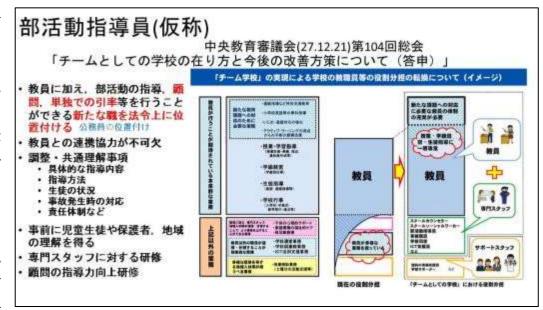


当然、教員も休みがとれない状況ということがわかる。

◆部活動指導者のあり方について

今は外部指導者という制度がある。外部指導者が運動技術の専門的な指導を行うという制度だが、技術指導をしていても、例えばクラブの試合等で遠征に行くときに引率ができないという問題がある。また、指導するときに顧問の先生も出る必要があるので、実質負担軽減にはなってなかったりする。この外部指導者と部活動指導員(仮称)というのは多少違う。外部指導者は、引率や、単独での指導ができない。しかし、それでは教員教員の負担軽減にならないので、単独で引率できる新たな職をつくろうということで部活動指導員(仮称)が出てきた。「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)」の中では、部活動も学校教育の一環なので部活動指導員(仮称)と

教分必とる指や策共得あおに職な要さ。導、に通るるり生員連でれま,安つ理必と、徒の携あてた内全い解要さ事や十がるい、容対てをがれ前保



護者、地域に説明し理解を得る必要もあるとされている。

その他、部活動指導員(仮称)に教職員ではない方がなる場合もあると思うが、その場合は研修をして学校教育について理解してもらう必要があると思う。また、顧問の教職員にも部活動指導員(仮称)の指導力を吸収していただきたいと思う。

◆多様性が認められる部活動に対する指導方法の確立

部活動と一言に言っても、少人数化して合同でやるところもあったり、楽しみでやるところがあったり、顧問の教職員が専門であったり、またはその競技について造詣が深くない教職員が指導する場合もある。そういった多様な状況で教職員や外部指導員、部活動指導員(仮称)も含めて研修をしていくべきである。

その方法としては、例えば京都府が持っているスポーツセンター、スポーツ医科学室 との連携や、高大連携ということで京都大学や京都教育大学、またスポーツの専門を持 っている立命館大学や同志社大学と連携して指導、研修をするとよい。

さらに、京都滋賀体育学会というのがあり、約300人のスポーツ科学の先生が参加しているので、例えば「心理学に関しての講師は誰かいないか」、「トレーニングに関する専門家はいないか」というように連携すると良いと思う。

◆部活動指導に「国家資格」

平成 28 年末に部活動指導を国家資格にする構想が浮上していることが報道された。 部活動を民間クラブや退職教員に担ってもらう場合に、資格を与えることで指導力や責 任が明確になり保護者の安心感にもつながることが期待されるとされている。これは、 今、審議されているところだろう。

◆世界の状況

世界の青少年のスポーツの状況について、青少年スポーツ活動国際シンポジウムの報告書から示す。

イギリスは文化・メディア・スポーツ省と教育技能省が協同で取り組む「体育・学校

スポーツ・クラブリンク」というプロジェクトがあり、地域のクラブと学校体育の連携 を通じて、クラブや競技団体に登録する子どもを増やすなどのプログラムが展開されて おり、5歳から16歳までの子どもの85%に、週に最低2時間の体育や学校スポーツの 機会を与えることが目指されている。

ドイツは、地域スポーツクラブがメインである。多くの国と違う点として、ドイツの 青少年のスポーツは、「スポーツヴェレイネ」と呼ばれる、子どもや大人が午後や夕方 の早い時間に参加することのできるクラブが組織されている。

アメリカのオハイオ州では、日本の運動部活動と同様に学校体育が盛んであるが、中 学校教師が勤務後に他の高等学校のコーチとして指導したり、地域の指導者が小学校の 昼休みの遊びを支援したりするなどの例も見られる。

州によっては、授業以外の学校体育の人件費に州の予算が別途配当されているケース も見られる。

◆まとめ

「チーム学校」は、専門性、マネジメント、教職員の3つの視点から見る必要がある。 また、部活動は教育の一環であり、国際的に見れば、部活動は我が国の特色あるシステ ムである。ただ、現状の問題としては、必ずしも指導が充実していないことがあるとと もに、教員に大きな負担がかかっているので、それを解消する必要がある。

京都府の部活動の実情としては、非常に活発であり、たくさんの生徒が参加している。 京都府において部活動指導員(仮称)を、どのように導入するかは、各学校によると 思う。専門の教員がいるところもあれば、いないところもある。また、勝とうとしてい るところもあれば楽しみたいと思っているところもあるので、そういった多様性にきち っと対応できるような導入の仕方が必要であると思う。そのためには、希望調査をとる 必要があると思う。

また、部活動指導員(仮)の配置について、府内や学校内でコーディネートできる人 が出てこないと、調整がつかなくなると思われるので、府として全体の方針を決めてお く必要があると思う。さらに、府がさまざまな機関と連携することで、研修であるとか、 指導員の確保が可能になるのではないか。

④ グローバル人材育成に向けて~外国語教育の充実~

(平成29年4月28日(金)開催)

■開催概要

京都府では、平成 26 年度に「グローバル人材育成推進プラン」を策定し、グローバル化した社会で活躍できる人材育成のための教育環境づくりを積極的に推進することとしている。とりわけ、外国語教育については、児童生徒の英語によるコミュニケーション能力の育成や、英語を指導する教員の英語力及び指導力の向上に向けた取組が行われている。

また、国においても、グローバル人材を育成するため、英語をはじめとした外国語教育を強化する取組が進められており、平成29年3月には、小学校高学年の英語を正式教科とする内容の学習指導要領が告示されたところである。

こうしたことを踏まえ、文化・教育常任委員会に参考人を招致し、小・中・高 等学校における外国語教育の充実策について説明を聴取するとともに、京都府に おける課題や、対策等について議論を行った。

■運営

- O 参考人説明
 - ・グローバル人材育成に向けて〜外国語教育の充実〜
- 質疑応答・意見交換等

■出席理事者等

- 参考人 玉川大学大学院 教育学研究科 教授 佐藤 久美子 氏
- 理事者 教育庁指導部長、学校教育課長、高校教育課長

〇 理事者説明

理事者説明資料

資料

グローバル人材育成に向けて

平成29年4月 教育委員会

1 グローバル人材育成推進プランの策定について

(1) グローバル人材育成推進プランの策定の経緯

国の動向や今後、ますます進んでいくグローバル化に対応し、国際社会で活躍で きる人材育成のための教育環境づくりを積極的に推進するという観点から、平成26 年12月に「**グローバル人材育成推進プラン**」を策定

(プラン策定の視点)

- ・子どもたちの英語によるコミュニケーション能力の向上
- ・京都の伝統文化を積極的に発信できる人材の育成
- ・教員の指導力向上

(検討会議開催の経過)

- ・平成26年度(4回開催):グローバル人材育成推進プラン策定
- ・平成27年度(1回開催):今後の施策の方向性について
- ・平成28年度(1回開催): 28 年度、29 年度の取組及び今後の施策や方向性について
- (2) 国の動向について

平成20年:小・中学校学習指導要領改訂

- →小学校第5・6年に外国語活動導入(平成23年度から実施)
- →中学校の英語授業時数を週3コマから4コマに(平成24年度から実施)

平成21年:高等学校学習指導要領改訂

→授業は生徒の理解の程度に応じ英語を用いて行うことを基本

(平成25年度~年次進行)

平成23年:「国際共通語としての英語力向上のための5つの提言と具体的施策

(文部科学省 外国語能力の向上に関する検討会)」

平成25年:「これからの大学教育等の在り方について

(教育再生実行会議第三次提言)」

「第2期教育振興基本計画(閣議決定)」

「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画(文部科学省)」

- →小学校における英語教育の拡充強化
- →中学校・高等学校における英語教育の高度化
- →日本文化の発信等アイデンティティに関する教育の充実

平成29年:新学習指導要領改訂(3月告示)

→小学校:3・4年の外国語活動 5・6年の英語(平成32年度から実施)

→中学校:授業は英語を用いて行うことを基本(平成33年度から実施)

2 グローバル人材育成推進プランについて

(1) 重点施策

1 児童生徒の英語によるコミュニケーション能力の育成について

- (1) 小学校では、授業時間数増を活用し、読むことや書くことも含めた初歩的な 英語の運用能力を養う取組を行う。
- (2) 中学校では、小学校の指導を踏まえ、授業に英語を使うようにする。
- (3) 高等学校では、英語科の授業は英語で実施することを基本とし、外部テスト(英語検定、TOEFL iBT、IELTS 等)の活用及び他教科における英語の活用を研究する。

2 英語を指導する教員の英語力及び指導力の向上について

- (1) 小学校において、英語を指導する教員の確保に努める。また、英語を指導する 教員が英語の授業を実施できるよう、研修を充実させるとともに、指導書や京都 らしいカリキュラムを作成する。
- (2) 中・高等学校教員の研修を充実させ、教員の英語力及び指導力を向上させる。
- (3) 小・中・高等学校を通じた英語教育を充実させるため、小中連携、中高連携等 校種間連携を推進する。
- (4) 英語教育における研究実践校を指定し、先進的な英語教育に関する研究を行い、さらに研究内容を広めていく。
- (5) 英検等外部試験機関試験受験者に対する補助を充実させる。
- (6) 英語教員を対象とした海外研修を実施し、指導方法の改善、英語運用能力の 向上を図る。

3 京都の伝統や文化を学び、発信する人材の育成について

- (1) 京都の伝統や文化を児童生徒に伝えるためには、まず教員が伝統や文化を知る必要があり、そのための教員向けデジタル教材を充実する。
- (2) 自校の沿革、地域の伝統や文化への取組を英語で作成し、ホームページにアップすることを推進する。
- (3) 2020年のオリンピック開催に向け、中学生・高校生が外国からの訪問者向けの 文化交流イベントに参画したり、通訳ガイドを行うなど、「世界の交流首都・京都」 のおもてなしを充実する。

4 国際的に活躍する人材の育成について

- (1) 海外サテライト校を英語圏に設置し、2~6ヶ月間、府立高校生を派遣し、単位を認定する。
- (2) 英語圏・非英語圏からの海外留学生等を積極的に府立高校に受け入れ、多様な 文化の交流を行う。
- (3) 南北2会場において、オールイングリッシュの講座をシリーズで行い、コミュニケーション能力を高める。
- (4) 海外の高校生や大学生と府立高校生との交流を積極的に進めるとともに、トップリーダーによる講演や府独自の留学制度により、グローバル化した社会で活躍しようという高い目標に向かってチャレンジする心を育成する。

(2) 平成29年度における具体的施策

●英語教育のための基盤強化(216,900千円)

②英語教育人材育成強化事業

中学校教員の英語力向上(7,500千円)

・新学習指導要領の全面実施に向けて、TOEIC受験による英語力把握、研修機関に よる集中セミナーを実施

教員の英語指導力向上(2,385千円)

・外部専門機関と連携して中核教員を養成

|英語教育強化地域拠点における課題研究(3,415千円)

・小学校英語教育の教科化等を研究

英語指導助手の配置

- J E T ブログラムを活用し、全府立高校にAETを配置(203,600千円)

●文化の理解促進(50,550千円)

◎KY0発見 仕事・文化体験活動推進事業 拡充

| 地域の協力のもと、地域の伝統・文化体験、ボランティア活動を実施

- 和装等内容拡充(15,000千円)
- ◎こころを育む古典の日推進事業

小・中学生による古典作品等の朗読・暗唱大会を開催し、古典に親しむ児童生徒 を育成(1,000千円)

◎高校生伝統文化事業 拡充

京都府にゆかりの深い茶道・華道・古典を通じた伝統文化の学習。文化歴史推進 校の創設(23,000千円)

◎高校生「京の文化力」推進事業

| 府立高校の文化部活動への支援等を通じて京都文化を次世代へ継承(8,550千円) |

◎府立高校生グローバル文化カフェ事業 |

教育旅行・観光訪日外国人との「おもてなし文化交流」を実施(3,000千円)

(例) 英語による観光ガイド

京料理等の伝統文化共同体験 等

●高校生の海外留学支援等(41,430千円)

◎府立高校生グローバルチャレンジ事業

豪州アデレード市語学研修(2840人→2960人)拡充 (12,000千円)

・現地高校での授業受講等の短期留学に助成

英国エディンバラ市語学研修(30人)(7,500千円)

- ・友好提携を結ぶエディンバラ市でのスピーキングなどの本格的な短期留学に助成 海外短期留学チャレンジ(15人)(3,000千円)
- ・海外で様々な事にチャレンジするための短期留学に助成

海外短期派遣支援(4,000千円)

◎府立高校「海外サテライト校」事業 脈芥

米・豪・加に2~4箇月程度の中期留学を実施(2010人→2020人)(14,930千円)

・現地履修科目を在籍校の履修単位として認定など安心して留学できる環境を確保

〇 参考人説明

玉川大学大学院教育学研究科 教授 佐藤 久美子 氏

参考人説明資料(抜粋)



1. 新学習指導要領の概略

1. H29年3月31日告示:新学習指導要領

現行の目標 第5、第6学年:

- ①言語や文化について体験的に理解を深め、
- ②積極的にコミュニケーションを図ろうとする態 度の育成を図り、
- ③外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませな がら、コミュニケーションの素地を養う。
- ➡聞くこと、話すこと
- ➡主な目標は第3,4学年に移動

2

改定案 第3、第4学年

【目標】を学力の3要素に分けて提示:

(1)「知識・技能」の目標

言語や文化について体験的に理解を深め、日本語と外国語の<u>違い</u>に気付き、外国語の<u>音声や基</u>本的な表現に慣れ親しむ

- →2技能3領域(話す→やりとり+発表)
 - *ペア・ワークやグループ・ワークを推進
- →導入期の英語指導:特に歌やリズムを多用して、英語の音に慣れる、発音できるようにすることが大切。 書くことは「音声によるコミュニケーションを補助するものとして取り扱うこと」。 *音声ペンの活用 3

- (2)「思考力、判断力、表現力」の目標 身近で簡単な事柄について、外国語で聞いたり 話したりして自分の考えや気持ちなどを伝え 合う力の素地を養う。
- (3)「学びに向かう力、人間性等」の目標

外国語を通して、言語やその背景にある<u>文化</u>に対す る理解を深め、相手に配慮しながら、主体的に外国 語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度 を養う。

4

【内容】

言語の使用場面:児童の身近な暮らし(現行)

- ・家庭 ・学校 ・地域の行事 ・子どもの遊び 特有の表現が使われる場面(現行)
- ・挨拶 ・自己紹介 ・買い物 ・食事 ・道案内 言語の働きの例: (より具体的に)
 - ・挨拶・相づち・礼を言う・褒める・事実、情報を 伝える・説明・答える・申し出・意見を言う・ 質問・依頼・命令

具体例: I like dogs/baseball. Do you like dogs/baseball?

改定案 第5、第6学年

【目標】学力の3要素に分けて提示(=評価ポイント)

- (1)「知識・技能」の目標
- ・外国語の音声、<u>文字</u>*、<u>語彙</u>**、表現、<u>文構造</u>、 言語の働きについて、
- ・日本語と外国語の違いに気付き、
- ・これらの知識を理解するとともに、
- ・聞くこと、読むこと、話すこと(やりとり+発表) 書くことによる実際のコミュニケーションにおい て活用できる基礎的な<u>技能</u>を身につける

* (小) 600~700語 (中)1200→1600~1800語

(2) 「思考力、判断力、表現力」の目標

- ・コミュニケーションを行う<u>目的や場面、状況</u>な どに応じて、<u>身近で簡単な事柄</u>について聞いた り話したりするとともに、
- ・音声で十分慣れ親しんだ外国語の語彙や基本 的な表現を推測しながら読んだり、
- ・語順を意識しながら書いたりして、
- ・自分の考えや気持ちを伝え合うことができる 基礎的な能力を養う

(3)「学びに向かう力、人間性等」の目標

- ・外国語の背景にある文化に対する理解を深め、
- ・他者に配慮しながら、主体的にコミュニケー ションを図ろうとする態度を養う。

英語の目標→評価:

- ・聞くこと、読むこと、話すこと、書くこと
- 話すこと「やり取り」+話すこと「発表」
- →4技能5領域(中学校でも同様)のバランスを 意識した授業づくり

8

【内容】3,4年と類似

言語の使用場面:児童の身近な暮らし(現行)

- ・家庭 ・学校 ・地域の行事 ・子どもの遊び 特有の表現が使われる場面(現行)
 - ・挨拶 ・自己紹介 ・買い物 ・食事
 - ・道案内・旅行

言語の働きの例: (3・4年に付加/中学校内容)

3 · 4年の内容+呼び掛ける・聞きなおす・

繰り返す・謝る・報告・発表・賛成・承諾・断る 具体例:

I get up at seven. What time do you get up? I want to be a teacher. What do you want to be?

文及び文構造

中学校の内容の多くが5,6年生に移動 5W1H、 代名詞he/she, 動名詞や過去形 【指導計画の作成と内容】

- ・主体的・対話的で深い学びの実現を明示 具体的な課題を設定→児童が外国語によるコミュニケーションの見方や考え方を働かせながら活動を行い、4技能5領域を使った学習の充実
- ・3・4学年で扱った語句、表現を繰り返し学習し、 定着を図る
- ・短時間学習を行い、本時間の指導を関連づける
- ・障害のある児童への学習内容、指導方法の対応

10

- ペア・ワークやグループ・ワーク
- ・コンピュータ機器等の効果的使用
- ・児童自身の振り返りを促す指導 【総則から一新設事項】
 - ・カリキュラム・マネジメント 各学校において、教育活動の質の向上を組織的 かつ計画的に、さらに教科横断的な視点で組 み立てる
 - ・現代的な諸課題に対応した資質・能力と教科 横断的な視点から教育課程の編成を図る
 - ・幼小の円滑な接続、小中校の円滑な接続に留意

2. 小学校の現場の英語教育の現状 研修の在り方

〔英語授業も可能な小学校担任の力〕

(以下は学習指導料用から)

- 学級担任、または外国語を担当する教師が指導計画 を作成
- ・授業をするに当たっては、ネイティブ・スピーカー や英語が堪能な地域人材などの協力を得るなど、指 導体制の充実を図る

「研修の効果」

- ・英語の授業≒クラスルーム・イングリッシュ
- ・効果的な研修や公開授業

12

3. 絵本を活用した英語活動

〔絵本を教材として扱う利点〕

- 1. 小学校、新指導要領で求められる力が育ちます 考え、応え、やりとりし、想像し、表現する: 知る喜びを体験し、自ら学ぼうとする習慣・ 主体的に課題に取り組む力が身に付く。
 - →主体的・対話的で深い学びの実現。
- 2. 英語の発音が身につきます 3~5歳児を対象とした200名を対象とした調査 ①メロディーをつけて歌で聞く、
 - ②チャンツを聞く ③朗読を聞く

【刺激】

- * 聴取用英語歌:
- Five Little Monkeys

 Jumping on the Bed
- ·Where is Thumbkin?

歌・チャンツ・朗読のテープ、3種類を作成.

* 英語反復語: 1~2音節の実在単語 20語を使用(表1参照).

表1. 英語反復語リスト

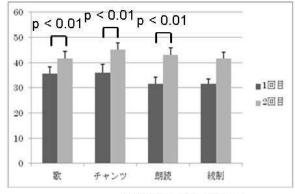
歌に含まれる語	歌に含まれない単語		
bumped run head where man little	lunch puzzle bear bread swing tickle		
		today	doll
		monkeys	tummy
		baby	toothbrush
		doctor	banana

14

結果

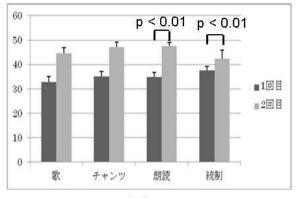
*語彙年齢2区分による聴取刺激と反復スコア

二元配置分散分析(群×回)を行い、 語彙年齢+群、一群ともに1回目と2回目に有意な差(p < 0.01)



歌:t (22) = -6.62、p < 0.01 チャンツ:t (21) = -7.51、p < 0.01 朗読:t (20) = -6.22、p < 0.01

図2. 語彙年齢+群における反復スコア



朗読:t(16) = -5.07、p < 0.01 統制:t(22) = -4.79、p < 0.01

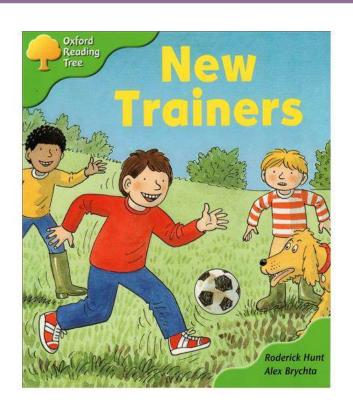
図3. 語彙年齢 - 群における反復スコア

- 3. 表現(言語)が必然性のある自然な場面で導入さ れている。使い方を理解できる。
 - ・文字や文構造に触れて、自然に理解できる
 - ・イラスト(絵)から、意味を理解できる
- 4. 絵本に書かれている情報(絵や単語、文など)を 使い、教師と児童、児童同士が簡単なやりとりが できる⇔話す力(やりとり+発表)を反映
- 5. 多様性・異文化を体験的に理解-寛容性が身につく
- 6. やりとりを使い、既に授業で学習している単語や 表現 (例: What color is this? How many balloons are there?など)を復習できる。
- 7. モジュール授業にも対応
- 8. 担任の準備負担が軽減できる

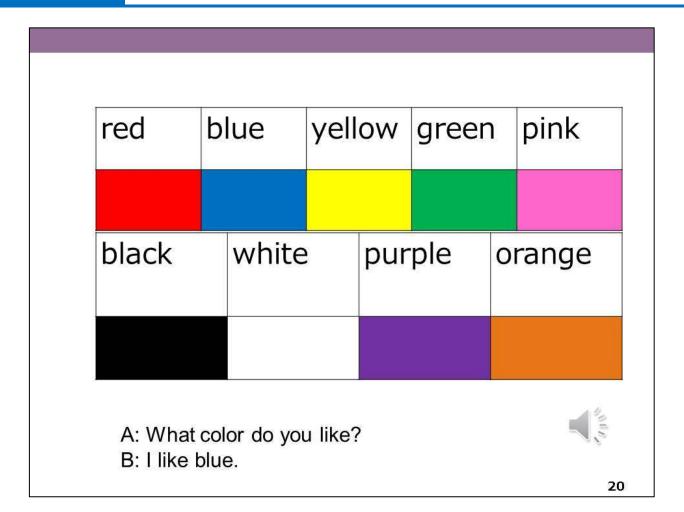
16

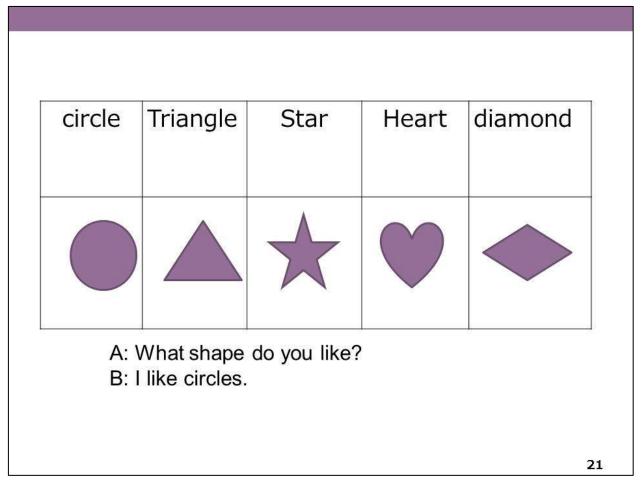
活動の事例

- ・児童の身近な 日常生活が舞台
- ・インタラクティブ に教師と児童が 会話をしながら 読み進める



Oxford Reading Tree: Stage 2 New Trainers より







25

4. 英語教育の充実に向けての施策 〔教科横断型英語教育・活動〕

1. CLILの活用

CLIL (Content Language Integrated Learning) 内容言語統合型学習法) →教科横断型学習 他教科で学習した内容を使って、英語学習を進める。

Content (教科) / Communication (言語知識·技能) Community (対話的な学び/協学) / Cognition (深い学び) 期待される効果:他教科への興味から英語学習へ引き込む

英語学習を通して他教科の復習

2. 放課後英語教育・活動の導入

・児童間の格差対応が図れる

(3) 出 前 議 会

テーマ

若手芸術家の発掘・育成による芸術振興について~京都から世界へ~

日 時(場 所)

平成 29 年 2 月 7 日 (月) 14:15~16:02 (京都府京都文化博物館 別館 2 階 講義室)

参加者

■文化·教育常任委員会

委員長 小鍛治義広

副委員長 園崎 弘道、田中 英夫

委員 巽 昭、兎本 和久、磯野 勝、山内 佳子、本庄 孝夫 成宮真理子、田中 健志、田中美貴子、上倉 淑敬

人見ジュン子

■出席者

平成 26 年度新鋭選抜展最優秀賞 受賞者 人長 果月
独立行政法人国立美術館京都国立近代美術館
情報資料室長・主任研究員 平井 章一
美術評論家 太田垣 實

ギャラリーヒルゲート代表

■京都府

■京都府京都文化博物館

副館長神山俊昭

■地元議員 原田 完 議員

概要

京都府では、文化芸術の振興のため、府内各地域で活動する文化芸術団体の活動支援や、若手芸術家の育成、文化マーケットの創出等の様々な取組が行われている。とりわけ若手芸術家については、活動発表の場を提供する展覧会やアートフリーマーケットの開催を通して発掘・育成に取り組んでいる。

今回の出前議会では、こうした状況を踏まえ、文化芸術に携わっておられる方々の日頃の活動報告や御意見を伺い、若手芸術家の発掘・育成による芸術振興について意見交換を行った。

参加者からの主な意見

- ・ 作品発表の場の充実について、既にたく さんの取り組みがなされていると思うが、 京都は作家も多いことから、色々な形で新 たな作品発表の場を創出していただきた い。
- ・ 若い作家が育つには、若い鑑賞者も必要 と思う。若い人が日常的に作品を楽しむ習 慣が発展していけばよいと思う。
- ・ 作家と若い人が交流する場が多くなることで、芸術に関心を持つ若い人が増えるのではないかと思う。



文化芸術に携わっておられる方々と若手芸術家の発掘・育成による芸術振興について意見交換を行った。

- ・ 大学を出て5年間は経済的な自立と未熟な作家活動の狭間で苦しむ時期なので、見込 みのあると思われる若手作家には積極的な経済支援があるとよいと思う。
- ・ 京都は芸術系の大学が多く、毎年約4千人の学生が輩出されているが、一方的に輩出 するだけでは、若い作家が京都に根付き、さらに若い人を育てるというサイクルも根付 かない。行政が優秀な作家の作品を買い上げて、公共施設や街中で展示するなどし、若 い芸術家の活躍の場を創出することが必要と思う。
- ・ 京都から世界へ文化芸術を発信するには、優秀な作家を海外のアート先進都市に送り 出し、帰国後京都で活動してもらう制度をつくるなど、人への投資があればよいと思う。
- ・ 行政主催の展覧会において、出品作家の選抜や作品の審査を外部の人に任せきりでは なく、行政にも専門家を配置し、主体的に展覧会の企画や作家の人選をすると良いと思 う。
- ・ 美術に関する情報は東京に集中している。東京に対する西の軸として、京都から東京 に文化芸術を発信していくことがもっとあってよいと思う。具体的には、京都は潜在的 に若い作家がたくさんいるのに、オール京都として東京に発信できるような、芸術系大 学が連合して開催する展覧会などがない。大学が考えることだが、行政として橋渡しが できないかと思う。
- 展覧会は何年か続かないと、広く知られることがなく、出品しようとする人の意気込

みも積み重ならない。行政主催の展覧会は、3年や5年で形態や名称が変更されることが多いが、継続性という意味で大変な損失だと思う。新陳代謝も必要だが、少なくとも5年、できるなら10年程度は続けて開催していただきたい。

- ・ 美術系の大学の絵画や彫刻といったファインアートのコースに学生が来なくなっている。特にこの5年間で、小規模な大学で美術教育系のカリキュラムを持っているところの多くが定員割れしている。
- ・ 展覧会が少なくなってきているなかで、ほとんどの展覧会が 40 歳までの人しか出品できない。これから仕事をしていこうとする世代の発表の場がないことは問題だと思う。
- ・ 京都には企画展を開催し、一方で会場の貸出も行う企画画廊が多くある。展覧会を企画しても、ほとんど作品が売れない展覧会もあるので、企画画廊を続けていくことは大変である。
- 若い鑑賞者を育て、良い作品が売れるレベルの高い市場を京都に作りだしていただき たい。
- ・ 作家を続けるのは大変なことだが、それでも作品制作を続けていく動機として、どこかで評価されたことが大きいと思う。様々な賞がなくなる中で、新鋭選抜展の果たしてきた役割は大きいと思う。
- ・ 良い作品を鑑賞すると、日常にはない発見や刺激がある。多くの人に良い作品を鑑賞 していただき、そういう体験をしていただきたい。
- ・ 文化芸術行政の中心である文化庁が京都に来ることで、京都ブランドが世界に発信し やすくなると思う。海外において「京都」というネームバリューは大きい。京都で発表 したい海外の芸術家も多いので、文化庁と府が協力して海外芸術家の招聘制度などがつ くられると良いと思う。



(4) 管内外調查

- ① **管内調査** (平成 28 年 7 月 19 日 (火) ~20 日 (水))
 - O **京都府立鳥羽高等学校**(京都市南区) スーパーグローバルハイスクールの取組等について
 - **京都府立丹後郷土資料館**(宮津市) 丹後地域における文化財の概要と天橋立の世界遺産登録に向けた取組に ついて
 - **京丹後市役所〔於:京丹後久美浜庁舎〕** (京丹後市) 東京オリンピック・パラリンピックでのホストタウン登録に向けた取組とホストタウンとしての予定事業について
 - **京都暁星高等学校**(宮津市) 丹後地域における私立高校の役割について
- ② **管外調査** (平成 28 年 11 月 8 日 (火) ~ 9 日 (水))
 - 石見銀山世界遺産センター (島根県大田市) 世界遺産登録に至るまでの取組と遺産の保存・管理の取組について
 - **岡山県立図書館**(岡山県岡山市)岡山県立図書館の取組について
- **③ 管外調査** (平成 29 年 1 月 25 日 (水) ~27 日 (金))
 - **北海道博物館**(北海道札幌市) 同博物館の概要について
 - O 札幌市立栄町小学校・中学校(北海道札幌市) 同校におけるインクルーシブ教育について
 - O **北海道オホーツク総合振興局**(北海道網走市) オホーツク・スポーツ合宿誘致の取り組みについて
 - **日本体育大学附属高等支援学校**(北海道網走市) 同校の取り組みについて

① 管内調査

(平成28年7月19日(火)~20(水))

京都府立鳥羽高等学校(京都市南区)

◆スーパーグローバルハイスクールの取組等について

京都府立鳥羽高等学校は、明治33年創立の京都府第二中学校を起源としている。定時制の起源は昭和10年開校の京都府立夜間中学校である。これは働く少年のための京都府で初めての夜間中学校であり、全国でも最も初期にできたものとのことである。現在、同校には、全日制、定時制共に普通科が設置されている。平成29年4月には、全日制にグローバル科が設置される予定である。

また、同校では部活動が盛んで、全日制では体育会系、文化系併せて36の部があり、水



関係者から概要説明を受けた。

球部が過去 10 回全国大会で優勝し、相撲部が全国大会にたびたび出場するなど、多くの部が活躍している。定時制には8つの部と同好会がり、陸上競技で全国大会に出場するなどの活躍をしている。

同校は、平成 27 年4月に、文部科学省からSGH(スーパーグローバルハイスクール)として5年間の指定を受け、理数人文コースの中にSGH事業の対象となるクラスを設けている。1年生は3クラス、2年生で2クラスの合計5クラスが対象となっている。研究開発テーマを「ソーシャルイノベーションで挑むグローバルリーダーの育成」と掲げ、グローバルリーダーを育成するための、価値創造力、協働力、突破力、寛容力、教養力の5つの力を育む教育方法を開発している。

研究開発の中心となる課題研究では、従来のものの見方、考え方とは異なる新たな価値観を創造しようとする探求型の授業「イノベーション探求」を3年間実施する計画を立てている。課題研究の第1年次「イノベーション探求 I」では地域再発見プログラムとして、京都フィールドワークなどを行い、京都の価値を再発見することをねらいとしている。第2年次「イノベーション探求 II」では、伝統・文化、地域研究、サイエンスの3つの領域で価値観が対立する事象を扱い、様々な意見があることを知り、解決策を見出す活動を行っている。一方で、台湾や上海など海外に赴き、現地の学生とのワークショップや、企業でのインターンシップを行っている。さらに、海外から大学生を招いたワークショップなども行い、これらの様々な体験を通して英語力を磨かせる。第3年次では、これまで日本語でまとめていた研究の成果を、英語で論文としてまとめる作業を行う。また、3年間の学習の到達点として、「鳥羽グローバルサミット」を開催し、海外の大学生と討論会を行う。

研究開発の1年目の成果として、国際交流に参加する生徒数が過去3年間で飛躍的に増加し、国際的に活躍したいと考える生徒の割合も増加しているとのことである。また、国外の研修旅行に参加する人数も増加しているとのことである。

一方、課題は英語の4技能の向上がさらに必要なので、授業の改善を含め推進し、課題研究の発表機会の増加やTA(ティーチングアシスタント)のより積極的な採用も行っていきたいとのことである。

また、今後の予定として、中国から長期の留学生を受け入れるほか、上海の高校での 研修や、研究成果全国発表会への参加等に取り組まれる。

【主な質疑】

- グローバル科設置の周知について就職後の定着率について
- 普通科のなかのグローバルコースを専門学科にしたことについて
- 入学者選抜の方式について
- 鳥羽高校の目指すリーダー像について
- 生徒と地域のつながり及び、生徒による地域でのボランティア活動について
- グローバル科設置に係る教員の動向について など

京都府立丹後郷土資料館(宮津市)

◆丹後地域における文化財の概要と天橋立の世界遺産登録に向けた取組について

文化財の調査等から指定に至る経過は次のとおりである。まず、府の教育委員会が未指定の文化財の規模、価値、年代、保存状態等を詳細に調査し、図や写真で記録し、場合によっては報告書を刊行している。そして、府が定めた指定の基準に適した案件を学識経験者で構成される府の文化財保護審議会に諮問して答申を受けるなどの手続きを経て指定される。

一方、各文化財の所有者の方の同意も必要である。指定を受けると、指定時の状態を長く保護していくために、現状を変更することが規制される。



関係者から概要説明を受けた。

また、展示や公開の要請がある場合もある。そうした場合は、所有者の負担軽減のため、 文化財の修理や防災設備の整備等に対して、京都府が予算の範囲内で助成を行うことが できる。

丹後地域では最近、金剛心院、木造地蔵菩薩立像等が府の文化財の指定を受けた。丹後地域の文化財の特徴は、まず古代史を象徴する貴重な遺跡(史跡)と考古資料が多いことである。古代、大陸や朝鮮半島の窓口でありました丹後半島は東アジア地域と交流し、玉や鉄の交易で富を蓄え、海上交通に携わって繁栄した。弥生時代中期から古墳時代前期まで約400年以上丹後地域に大きな政治勢力が繁栄し、この勢力を示す、多くの

遺跡や鏡や玉等の出土品があり、その多くが文化財指定を受けている。2つめの特徴として、地域の風俗慣習、民俗芸能が数多く伝承されていることである。現在28件の府指定登録無形民俗文化財がある。これらが多く伝承されている理由は、丹後地域が当時非常に発展している理由は、中世以来の地域のまとまり、絆が良好に保存されていることなどが考えられる。3つめの特徴は、琴引浜等の表別に保存されていることなどが考えられる。3つめの特徴は、琴引浜等のしい自然、天橋立等の名勝地や景観、伊根町等の歴史的な町並みが保存されていることである。:

また、京都府は地元市町と連携し、特別名勝である天橋立の世界遺産登録に向けて取り組んでいる。この取組は平成19年に天橋立世界遺産登録可能性検討委員会が設置され始まった。平成19年9月に文化庁へ世界遺産暫定一覧表記載資産候補提案書を提出したところ、「提案書の基本的主題を基に準備を進めるべきもの」と位置づけられる「カテゴリIa」に区分された。以降、検討委員会では、学識者ワーキング、府立大学への調査研究委託、国内外の専門家との意見交換会、国際シ



説明聴取後、郷土資料館内を視察した。



説明聴取後、天橋立を視察した。

ンポジウム等を継続して実施することで、天橋立が国際的に認められる価値を検討して きた。

平成26年3月、「宮津天橋立の文化的景観」が国の重要文化的景観に選定されるなどの成果も出ており、同年7月には、「天橋立・信仰の対象と芸術の源泉」と「天橋立の文化的景観」の2本の柱を併記した提案書を改めて文化庁に提出した。

今後も、天橋立の普遍的価値について学術的調査・研究を進め、地元市町等と連携しながら、世界遺産暫定一覧表への記載を当面の目標として取り組んでいきたいとのことである。

【主な質疑】

- 文化財や資料館を活用した教育について
- 学芸員の人数について
- 資料館のリニューアルに係る方針等について
- 天橋立の世界遺産登録に向けた取組の見通しに
- 京都府北部と南部の文化交流方法について など

京丹後市役所〔於:京丹後久美浜庁舎〕(京丹後市)

◆東京オリンピック・パラリンピックでのホストタウン登録に向けた取組とホストタウとしての予定事業について

京丹後市は2016年1月に、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックに向け、 自治体が参加国や選手と交流を図る「ホストタウン」に登録された。

同市は、カヌー競技を通じて韓国、オーストラリアとの交流を図る。

同市では、久美浜湾が昭和63年の京都国体でカヌー競技の会場となったことを機にカヌー競技が盛んになった。特に、府立久美浜高等学校ではカヌーの強化が進み、学校をあげてカヌー実習が行われている。また、同校では、2004年から韓国ソサン市の瑞寧高等学校とカヌーを通じた国際交流も行われている。この交流は、京都府の「未来のトップアスリート育成事業」を活用し、京丹後市にカヌー



関係者から概要説明を受けた。

の講師として、瑞寧高等学校教師であり元大韓民国オリンピック選手を招聘されたのが 始まりである。現在は、カヌー部員だけの交流ではなく、一般生徒や地域の方との交流 もあり国際交流の輪が広がっているとのことである。

この久美浜高等学校でのカヌーを通した国際交流の縁も活かして、同市では、ホストタウンによる交流事業や事前合宿の誘致に取り組まれる予定である。

交流事業は、相手国、相手国若しくは国内のトップアスリートとの競技交流会や、トップアスリートによる講演会の実施をイメージしている。その他にも、相手国と市民を交えた文化・歴史交流や、中学校、高等学校生徒との学習交流の実施をイメージしている。

交流事業実現に向けて、カヌーの1,000メートルコースの設置や、宿泊施設の整備、カヌーマラソンコースの設置といった基盤整備の検討もされているとのことである。



説明聴取後、久美浜町浜公園でカヌー漕艇場などを視察した。

また、2020年の大会終了後も、トップ選手を招いた体験ツアーの実施や、地域特性のジオパークを活かしたジオカヌーの活用、2021年開催の関西ワールドマスターズゲームズ等の大会の会場として誘致することを目指しているとのことである。

同市は、こうした取組により地域の競技力向上や語学向上を図り、また多くの人を呼び込むことで、地域活性化につなげていきたいとのことである。

【主な質疑】

- カヌー競技にかかる費用について府内出身者の入学枠について
- 久美浜湾での1,000メートルコースの設置方法について
- 東京オリンピック・パラリンピックが終わった後の取組について など

京都暁星高等学校(宮津市)

◆丹後地域における私立高校の役割について

京都暁星高校は 1907 年にフランス人宣教師 ルイ・ルラーブ師が女子教育の場として、教 会敷地内に宮津裁縫伝習所を創立されたのが 始まりである。その後、2003 年に宮津市獅子 崎に移転し、京都暁星高等学校に校名変更し た。また同時に、男女共学普通科総合選択制 を導入し、現在に至る。

生徒数は、近年は約200名程度で推移して おり、男女比はほぼ同じである。また、今年 度は宮津・与謝から59.1%、京丹後から33.3%、 管外から7.6%の生徒が登校している。



関係者から概要説明を受けた。

同校の特色は、どの生徒の学力も伸ばすという考えのもと、1994年から習熟度別の授 業を取り入れており、小規模、少人数の授業を展開していることである。

2年次からは、習熟度授業の充実とともに、生徒の進路を見据えて、進学、福祉、情

報の3類に分けた授業を展開されている。 福祉系については、介護職員初任者研修 のプログラムを導入している。今年在籍 している 61 名の3年生のうち 13 名が福 祉系を選択している。現在は、福祉系を 希望する生徒が減少し、経営的にも苦し いが、少子高齢化が著しい丹後地域の実 情を踏まえ、福祉の授業を守っていきた いとのことである。また、卒業生は教育 や福祉の分野に進むことが多いとのこと である。さらに、進学等で丹後を離れた 後、丹後に戻ってくる卒業生の割合も高



説明聴取後、校内を視察した。

いため、卒業生のよりどころとなれるよう、経営的に努力して、同校を守っていきたい とのことである。

もう一つの特色としては、広域からの登校者が多く、また、小規模校であることから 部活動に力を入れていくことが難しいため、体験教育を大切にしていることである。特 に力を入れているのが、フィリピンへの支援や、東日本大震災以降は復興支援のために、全校生徒・教員・有志の保護者が参加し、加悦教会堂から同校までの 26 kmの道のりを募金を募りながら歩くウォーカソンという取組である。その他にも、国際ボランティア活動として、現地でマングローブの植林活動を行うフィリピンワークキャンプ等の取組もしている。

同校の魅力は、実際に同校に入学してみないと分からないと言われる。そのため、ホームページで魅力を発信するだけでなく、同校に来て観てもらう取組に力を入れていきたいとのことである。

【主な質疑】

- 京都府のあんしん修学支援制度を受けている生徒の割合について
- 少人数のクラス編成をいつから実施しているかについて
- 高校入学以前に不登校を経験した生徒の割合について
- 学校を経営する上での苦労について
- 教員の採用について など

② 管外調査

(平成28年11月8日(火)~9日(水))

石見銀山世界遺産センター(島根県大田市)

◆世界遺産登録に至るまでの取組と遺産の保存・管理の取組について

石見銀山遺跡は、日本を代表する鉱山遺跡で、16世紀、戦国時代から大正 12(1923)年までの約 400 年にわたって採掘されていた。

平成 19 年には、環境に配慮し自然と共生した鉱山運営を行っていたことが、特に評価され、「石見銀山遺跡とその文化的景観」として世界遺産に登録された。

石見銀山遺跡は文化財保護法でいう史 跡が大半を占めているが、重要文化財、重



関係者から概要説明を受けた。

要伝統的建造物群保存地区の3種類の指定文化財に分けられ、約529 ha (コアゾーン) が指定・選定されている。また、その周囲には大田市が市条例に基づく石見銀山景観保全地域約3,134 ha (バッファゾーン) を設定している。

遺跡の保存・管理については石見銀山遺跡の構成資産が広範囲に分布しており、「保存管理のための業務」が多岐にわたることから、それらを適切に実行するため、島根県

と大田市が役割分担しながら取り組んでいる。

県が主体的に実施するものには、調査研究などの専門性が高い業務、観光や情報発信などの広域的な対応が必要な業務、国省庁などとの総合調整業務などがある。特に文献等の基礎調査研究については、組織人員体制、専門性の観点から県が主体的に行っている。

大田市は、史跡の保存管理計画などを策定し、個々の資産の保存管理を行うとともに、 域内の観光対応や住民向け広報誌の発行を 行っている。



説明聴取後、現地を視察した。

一方で、遺跡が広く、世界遺産に含まれる町並みや集落、周囲の景観保全地域など住民生活と関わる部分も多いことから「石見銀山行動計画」に基づいた官民協働の取り組みも行われている。

まず、受け入れ体制の整備として、世界遺産に登録された平成 19 年に、パークアイランド方式による交通対策を開始し、住民による「大森住民憲章」の制定、翌年には「出

店マナー」の策定などが行なわれ、「穏やかさと賑わいの両立」をめざした地域づくりが進んでいる。

平成 20 年には、「石見銀山行動計画」に基づき民間が行う保全・活用の活動の支援を目的に石見銀山基金の造成が行われ、募金活動が始められた。

基金は、文化財等の修理・修景活動や遺跡の価値の周知などの情報発信事業等に活用されているとのことである。

【主な質疑】

- 県の石見銀山遺跡の調査研究体制について
- 石見銀山世界遺産センターの運営方法について
- 石見銀山遺跡を保存・管理する上での県と市の連携の仕方及び課題について
- 大田市に石見銀山課ができた時期について
- 石見銀山学習の対象校について など

岡山県立図書館(岡山県岡山市)

◆岡山県立図書館の取組について

岡山県立図書館は、平成16年9月25日に開館しました。開館に際して、住民の要望が取り入れられ、誰もが利用しやすいように低層階で広い面積の閲覧室や、174台駐車可能な駐車場を完備するなど充実した設備となっている。

同館は、館長、副館長、総括参事の下に総務・メディア課、市町村図書館への助言を行う図書館振興課、書籍の購入や装備を行う資料情報課、閲覧室でレファレンスや図書案内を行うサー



関係者から概要説明を受けた。

ビス第一課、サービス第二課の5つの課があり、それぞれの課に2つから3つの班が存在する形で組織されている。

図書館司書は県教育委員会で採用し、同図書館には20名が、県立高校等に27名が配置されており、図書館司書の経験領域の拡大ど組織の活性化を図るため、県立学校等との間で司書の人事交流を積極的に実施されている。

図書館サービスについては、中期サービス目標である「県民図書館さんさんサービスプラン」に基づき、様々な取り組みが行われている。例えば、閲覧室では利用者の幅広い学習ニーズに応えるため、主題別6部門(総合、人文科学、児童、社会科学、自然科学・産業、郷土)制を導入し、それぞれの受付で専任職員がレファレンス等のサービスを実施されている。また、横断検索システム、郷土情報ネットワーク、レファレンスデ

ータベースの3つの機能をもつ電子図書 館「デジタル岡山大百科」がHP上に設置 されている。

さらに、インターネットで貸出予約がで きるサービスも行われており、このインタ ーネット予約は毎年度増加しており、個人 貸出に占める割合も毎年度上昇している とのことである。

資料の収集については、新刊図書を積極 的に収集しており、現在の蔵書冊数は、 1,310,120 冊とのことである。また、資料



説明聴取後、施設を視察した。

整備費は図書館等整備基金から繰り出すかたちで賄われており、平成28年度は1億2 千万円程度が資料整備費に充てられている。

こうした、豊富な蔵書や専任職員によるきめ細やかなサービスの提供、好立地等を背 景に同館は開館翌年度の平成17年度から11年連続で来館者数、個人貸出冊数がともに 全国の都道府県立図書館中、第1位を達成している。

【主な質疑】

- 図書館司書が配置されている県立高校の割合について高校のクラス編成について
- 図書館協議会の構成メンバーについて入学方法、入試倍率及び入学者の状況(県内外)について
- 図書館協議会の開催頻度について
- 一般財源以外は全て基金からの支出かどうかについて
- 図書館ネットワークシステムの予算について など

管外調查 (3)

(平成 29 年 1 月 25 日 (水) ~ 27 日 (金))

北海道博物館(北海道札幌市)

◆同博物館の概要について

北海道博物館は、平成27年4月1日、北海 道開拓記念館と道立アイヌ民族文化研究セン ターの統合により、歴史だけでなく、新たに北 海道の自然や文化も広く扱う総合博物館とし て開館した。

開館に伴い策定された基本方針の下で、北海 道の中核的な博物館として北海道の道内各地 の博物館と連携するほか、道民に愛される博物 館、専門的、総合的な研究を行い道民の「知り たい」という気持ちに応える博物館づくりが目 指されている。



関係者から概要説明を受けた。

リニューアルに合わせて、展示の方法が変更されました。北海道開拓記念館では、時 系列で展示されていたものを、北海道の自然、文化、歴史を5つのテーマ別に整理し、 どのテーマからでも回覧できるようにされている。また、パネル展示については、解説 の詳しさの違うパネルを設置するとともに、スマートフォンを使った展示解説サービス を導入し、代表的な展示物の解説を英語や中国語、韓国語などの6つの言語で読めるよ うにし、年齢や母語を問わずすべての利用者がわかりやすく楽しめる展示空間を提供さ れている。

調査研究については、学芸員、研究職員の個別研究のほか、専門分野ごとに5つの研 究グループに分かれて、様々な研究が学術的に行われており、研究の成果を広く伝える ため、研究紀要の発行などが行われている。海外の博物館との学術交流も行われている。

開館後の初年度は、入館者数が開館前の約5万人から3倍の約15万人になった。好

調を維持していくため、地道な資料収集や展 示の魅力向上が課題になるとのことである。

また、学校との連携にも課題があるとのこ とである。団体利用のなかで、件数として一 番多いのは学校団体による利用ですが、利用 する学年や学校が限られている。そのた め、より多くの学校に、北海道を総合的に知 ることができる唯一の施設として、同館を利 用してもらえるよう、学校教育にあったプロ グラムを開発するため、教員との意見交換会



説明聴取後、北海道博物館内を視察した。

なども実施しているとのことである。

【主な質疑】

- 施設の利用案内や維持管理のみ指定管理者制度を採用している意味について
- 公表されている職員数に指定管理者の職員も含まれているかについて
- 入館者の内訳について など

札幌市立栄町小学校・中学校(北海道札幌市)

◆同校におけるインクルーシブ教育について

両校は、平成25年度から平成27年度にかけて、文部科学省のインクルーシブ教育システム構築モデル事業のモデルスクールに指定された。

指定を受け、両校では通園施設である社会福祉法人や家庭とも協力しながら、障害のある生徒が障害のない生徒と共に学ぶために必要な「合理的配慮」の内容の検討、提供、評価に取り組まれた。

まず、両校では校内委員会を活用し、合理的配慮協力員や教育委員会指導主事も参加し



関係者から概要説明を受けた。

て、対象事例に対する合理的配慮の検討を定期的に行われました。検討にあたっては、 学校での状況の他、合理的配慮協力員から保護者の考えなどについての情報提供を得て 進められた。

実際に行われた合理的配慮の例として、 小学校では、対象生徒に得意でないこと をどう乗り越えさせ、自己肯定感につな げさせるかという視点から、理解を促す ための視覚的支援や生徒の能力や人間関 係に配慮した班づくりといった直接的、 間接的な合理的配慮の提供を行われた。

中学校では、事業開始当初は教員の合理的配慮についての知識が乏しかったことから、ユニバーサルデザインを意識した授業について学び、教員同士で授業の実践報告や交流を行うための任意の学習



説明聴取後、両校の授業を視察した。

会を立ち上げられた。この学習会は、現在も続けられており、この学習会で学んだこと が授業に活かされているとのことである。

具体的には、学習課題の焦点化やプリントのルビふり、授業の流れの可視化、成功体

験や友人から認められる機会の設定、受容的な学級の雰囲気づくりなどに取り組まれた。こうした様々な取組の成果として、合理的配慮の対象児童を誰もが受け入れられる学級風土の醸成や合理的配慮により小さな成功体験を繰り返していけるようにすることで、対象生徒が安心して登校できるようになったとのことでした。さらに、3年間継続して事業を進め、実践事例を蓄積したことにより、合理的配慮の考え方などを整理することができたとのことである。

【主な質疑】

- インクルーシブ教育システム構築モデル事業を始めるにあたって困ったことについて
- 障害がありながら通常学級で学習する児童と特別支援学級で学習する児童の違いについて
- 障害がある児童の進学先について
- 教職員のサポート体制について など

北海道オホーツク総合振興局(北海道網走市)

◆オホーツク・スポーツ合宿誘致の取り組みについて

オホーツク地域は、夏の冷涼な気候を有し、スポーツ合宿チームの受入開始から 20 年以上の実績があることに加え、グラウンド、陸上競技場などスポーツ合宿に利用可能な施設が管内 18 市町村に 252 カ所もあることから、全国でも有数のスポーツ合宿先進地である。

平成27年度のオホーツク管内におけるスポーツ合宿受入実績は、370団体、9,865人にのぼり、主な種目は、陸上、ラグビー、野球といった夏季種目やスキーやカーリングといっ



関係者から概要説明を受けた。

た冬季種目、バレーやバスケ、剣道といった屋内種目である。

しかし、この気候の特性や天然芝を有する施設が充実していることから、夏季にスポーツ合宿が集中する傾向にあること、PR不足などの課題を抱えており、通年での合宿誘致やPR強化に向け、地域として連携し取組を図ることとされた。

具体的には、平成 26 年5月に管内の各市町村、オホーツク教育局、オホーツク総合振興局を構成員とした「オホーツク・スポーツ合宿誘致に係る地域連携協議会」を設置された。主な取組として、平成 26 年度からスポーツ合宿総合サイトの開設・運用や、管内、道外のスポーツ大会で応援隊によるPRなどが行われている。その他、7人制ラグビーやカーリングといった今までに受け入れ実績のない、あるいは少ない競技の合宿誘致に取り組んでおられる。こうした取組の成果として、平成 28 年 6 月 30 日から 7 月 2 日にかけて、7人制ラグビーの大会である「2016 オホーツクセブンズ」がオホーツク管内の北見市で開催された。大会にあわせ、参加チームによる近隣市町の合宿候補地視

察が行われ、各施設の質の高さが十分にPRされ、次年度以降の合宿受入につながる足 がかりになったそうである。

今後は、関係市町村と連携のもと、これまでの成果を活用した合宿誘致の取組を継続 するとともに、平成 29 年4月に網走市に開校する日本体育大学附属高等支援学校や、 障害者スポーツ用具の研究・開発を行う北見工業大学との連携も視野に、障害者スポー ツの合宿誘致も検討される。

【主な質疑】

- スポーツ合宿ブランド化推進事業などの事業形態について
- 事業の委託先の選定方法について
- スポーツ合宿を誘致することのメリットについて
- スポーツ施設使用料免除や送迎料免除の他にも特典があるかについて など

日本体育大学附属高等支援学校(北海道網走市)

◆同校の取り組みについて

同校は、平成29年4月17日に開校予定の、 知的障害のある男子生徒を対象とした全寮制 の学校であり、国内初のスポーツ教育を主軸 とした特別支援学校として注目されている。

平成 24 年に網走市が障害者スポーツ教育 に関心を持つ学校法人日本体育大学に学校設 立の提案をしたことから、設置が実現した。

校舎は、網走市から譲渡された旧北海道立 網走高等技術専門学院、旧網走市能力開発セ ンターを改修して使用され、寄宿舎は新設さ れた。



関係者から概要説明を受けた。

学科は普通科のみで、定員は3学年で120名、初年度は1学年の40名を北海道及び 全国から募集されました。9つの普通教室が設置されており、1学級の人数は13人か ら 14 人になるとのことである。

同校では、学習指導要領に基づき、「スポーツ教育」を中心に教育活動を行われます が、トップアスリートの養成に特化した学校ではない。農業や園芸、流通サービスなど の「労作教育(職業教育)」のほか、美術や書道などの「情操教育」に関わる内容を取 り入れた、様々な教育活動を行われる。

園芸実習では、敷地内にある園芸用地3アールやビニールハウスで鑑賞植物、夏野菜 などを栽培される。農業実習では、校外の「大曲湖畔園」地内の 60 ヘクタールを借用 し、農業協同組合やNPO法人の協力の下、ジャガイモやトウモロコシ、小麦を栽培さ れる。収穫した作物は地域住民にも提供するなどして、地域との関わりを大切にする開 かれた学校づくりを目指されるとのことである。

就労支援については、農業や園芸の他、ビルメンテナンスやバックヤード、運搬、食品加工、販売といった流通サービスを通して、職業に関わる学習を行うとともに、職場見学、現場実習を行い、全員が卒業後に一般就労できる資質を育てていかれる。同校では、こうした「労作教育(職業教育)」や「スポーツ活動」、「情操教育」を通して、また、いろいろな生徒たちが集まった寄宿舎生活を通して自己実現や自立ができる生徒の育成を目指される。



説明聴取後、日本体育大学附属高等支援学校内を視察した。

【主な質疑】

- 初年度の募集人数、募集学年について
- 授業料免除の基準について
- 高等支援学校への編入、転入の可否について など

委員会活動のまとめ

5月臨時会の委員会(平成29年5月17日開催)において、各委員から、1年間の「委員会活動のまとめ」として、本委員会の所管事項に関する総括的な所感や、意見・要望等の発言がありました。

以下、その内容を発言順に記載しました。

磯野 勝 委員(自民/向日市)

この1年間、委員長をはじめ副委員長、そして理事者の皆さん、そして委員の皆さん、さらに参考人として講師でお越しいただきました先生方には、さまざま多岐にわたって色々なところを学ばせていただきまして、本当にありがたく思っております。

特に私は、この1年間におきまして、管外視察、 管内視察も含めて色々なことを感じたところはある のですが、特に一つ、京都府における主権者教育に ついて、府立大の杉岡先生からのお話が、選挙に携 わる一人として、非常にショッキングなデータもい ただきましたし、思うところがありました。



それは何かといいますと、投票率を上げるという意味も含めまして被選挙権の引き下げがありましたけれども、データを見てみますと、平成26年の参議院選挙、これは全体投票率が52%で、そのときは20代の投票率というのは32%でありまして、平成28年度におきましては18歳、19歳が45%まで上がったと、特に京都府におきましては9ポイントも上がったという、非常に京都府教育委員会の皆さんの努力の結果が顕著にあらわれたのではないかと思っております。

しかしながら、先生もおっしゃっていたのですけれども、実際に全体の投票率が上がったかというと、それほど上がっていないということなのですね。特に18歳、19歳を比べてみると、18歳は確かに上がったけれども、19歳は低かったということですね。これを見ていますと、投票行動を喚起するような施策だけではやはり全体的な投票率は上がらない。投票率を上げるのが目的ではないと思うのですが、やはり、日頃から、また若年層の頃から、高校だけでなく小学校、中学校も含めてですけれども、日頃から社会問題、あるいは地域の課題について考えて、関心を持って、実際にそれに参画できるような土壌をつくっていく、これも教育委員会の役目の一つであろうかと私は感じましたし、先ほど申し上げましたとおり、高校教育だけではなくて小学校、中学校から、しっかりとこの教育に児童・生徒を携わらせていかなければならないと感じました。そのためには市町村との連携も非常に大切であるなということを、参考人の先生からの講義で学ばせていただきました。引き続きよろしくお願いしたいと思います。

それともう一点、非常に気になることがございまして、それは教職員による不祥事が

昨年度は非常に多かったのではないかと私は感じました。この1年間でも府内の教師に よる不祥事の件数は1桁では済んでいません。そのうち大半は、残念ながらわいせつな 行為が絡んでいるということであります。これは、子どもたちを正しい道へ導く立場の 方の行為だけに、非常に残念でありますとともに、児童・生徒への影響を考えると看過 できないし、また、学校内での今後の指導にも非常に大きな影響が出るのではないかと 懸念するところであります。学校はもとより、行政への府民の信頼を失墜させる大変大 きな行為でありまして、決して許されるものではないと言わざるを得ません。教育委員 会としても今後、厳しく対処するとともに、再発防止に全力を挙げて取り組んでいただ きたいと思います。また、これも昨年度に限らず、不祥事は前から起こっておりますけ れども、発覚するたびに責任者が謝罪をして再発防止を誓ってきたのですが、また起 こっているということですから、不祥事を防ぐ取組が今まで万全であったかどうかとい うのも改めて検証する必要があるのかなと、この1年間感じました。これはやはり、一 教師個人の個人的な犯罪、モラルとか犯罪だけでは済まされないと思うのですね。教育 現場または組織に不祥事を生み出す要因がないのかというのを今一度洗いざらいにし て、引き続き幅広い視点から徹底的に検証すべきであることを申し添えまして、私のこ の1年間の所感とさせていただきます。

以上でございます。1年間、本当にお世話になりました。ありがとうございます。

本庄 孝夫 委員(共産/京都市山科区)

小鍛治委員長、園崎副委員長、委員の皆さん、1 年間、本当に御苦労さまでした。

また、理事者の皆さんにも大変お世話になりました。御礼を申し上げます。

まず、府立医科大学附属病院問題についてでございます。

生体腎移植手術を受けた暴力団幹部の収監をめぐり、検察庁に虚偽の文書を提出したとされる件で、大学が自浄能力を発揮し、真相の徹底究明を行い、 患者、教職員の命と安全を守るため、反社会的団体



との関係を遮断する基本方針を定め、組織的に対応する体制の構築を最初に強く求めて おきたいと思います。

次に、高校教育についてであります。

世界で一番、企業が活躍しやすい国を目指す安倍教育再生のもとで、本来、人格の完成を目的とする教育がグローバル競争を支える人材育成と同一視され、経済・産業・開発で使える人材になりそうな子どもたちを早期に選別し、人材育成プログラムで囲い込む教育へとゆがめられております。

そして、京都の公立高校では、特色づくりや多様化の名による格差と序列化、切磋琢

磨というかけ声による競争が激化し、どの高校で学んでも格差のない、誰もが大切にされる高校づくりという公立高校本来の大切な役割との間で矛盾を広げています。

その特徴の1つは特色づくりで、学校間格差、予算も桁違いの異常な序列化を生み出していることです。中高一貫校や難関大学を目指し、普通科系専門学科などの特別な学校づくりで、スーパーグローバルハイスクール、スーパーサイエンスハイスクールなどへ特別な予算、国の重点枠指定で1校1,000万円などを配分し、教職員も多く配置するなど、生き残りをかけた進学実績競争が格差拡大と序列化を深刻にしています。

高校教育改革に求められるのは、格差のない豊かな高校教育であり、普通科のメリットを活かした地域の高校づくりです。

また、高校の序列化と通学圏の拡大によって、遠距離と長時間通学を余儀なくされ、 保護者の通学負担が増しています。通学の心配なく通える地元の高校の充実を強く求め るものです。

特徴の2つ目は、合格者より不合格者が多い前期選抜、生徒獲得競争のための複数回入試の問題です。3段階選抜の導入4年目、2017年度入試でも、前期選抜で6,597人、受験者の55%が不合格となり、合格者より不合格者がはるかに多いという異常な入試制度となっています。募集定員の100%を前期選抜で合格させる普通科系専門学科、振り落とすための入試制度、競争主義と自己責任を押しつける入学者選抜の見直しが必要です。

次に、府北部の生徒急減期を理由とした府立高校減らしとなる丹後通学圏の高校再編、 統廃合問題です。その内容は、4校を2校に統合する学舎制導入、3分校を1校に統合、 地域創生教育推進プログラムであり、計画実施は平成32年度というものです。本日午前 に丹後・与謝の高校再編問題を考える会の代表の皆さんが、学舎制の導入、分校フレッ クス化案の撤回と本校継続、普通科教育の充実という保護者の意見を尊重し、小規模化 のメリットが最大限活かされるよう必要な予算措置を講ずることを求める署名1,365筆 とアピール署名を知事と教育長宛てに提出、申し入れをされました。

昨年6月に、教育委員会は懇話会で学舎制導入と分校統合、フレックス化の提案を行いましたが、これに対して地元の保護者住民からは、1つに、地域の持続的発展に高校が必要、2つに、どの高校にも普通科を置く、3つに、少人数できめ細かな教育、4つに、支援の必要な生徒への環境整備、5つには、通学費、通学時間の負担を少なく、6つには、急がず時間をかけて議論の保障を要望され、京丹後市議会や与謝野町議会は全会一致で、地域住民の声を聴くこと、丁寧な説明を行うこと、市町との連携を図ることを求める意見書を教育委員会へ提出されました。その結果、教育委員会は、小・中学生の保護者アンケートを実施せざるを得なくなりましたが、アンケートでは、本校継続が32.4%と一番多く、学舎制は16.9%と最も少ない結果となりました。また、高校に必要な教育内容では普通科教育が84.8%と、今のままの高校を充実してほしいという声が多数となり、保護者の合意が得られませんでした。

今回の丹後地域の府立高校再編計画の方針決定は、地元の保護者や住民の理解と合意 がないままの学舎制ありき、再編ありきの見切り発車であることは明らかであり、撤回 を強く求めるものです。

同時に、この再編計画は、子どもたちの将来と地域のあり方に重大な影響を及ぼす問題であり、教育委員会は、再編ありきの姿勢ではなく、生徒や父母、住民の願いに寄り添った検討を継続すべきです。

1つは、網野・久美浜で20キロ、宮津・加悦谷で14キロ離れている学舎制のデメリットの問題です。どの高校にも普通科を設置し、単独校としての教職員定数を維持すること、また、現行の学級数を維持し、少人数学級編制を充実すること、理科・社会の小教科の教員配置を実現すること、さらに、通学圏内の通学費負担を無償にすることなど、教育条件、通学条件の改善を検討することです。

2つは、保護者アンケートで最も希望が多かった普通科教育の充実です。また、地元 高校への通学を優先し、格差を生み出す入試制度への改悪はやめることです。専門学科 や職業学科の設置については、生徒、保護者、住民の合意を尊重することであります。

3つは、小さな学校でゆっくり学ぶ教育の場としての役割を果たしてきた分校教育を継承し、通学条件を保障することです。教育委員会がモデルとする府立清明高校について、この2年の教育内容と実践を検証するとともに、分校教育を支えてきた保護者と教職員、地元の意向を尊重することです。

最後に、口丹通学圏の高校再編の問題です。

京都市・乙訓通学圏に隣接する条件のもとで、高校教育制度や入試制度の影響が、生徒減少とあわせて顕著にあらわれている通学圏です。特色づくりで学校間格差と序列化を生み出し、競争主義と自己責任を押しつける入学者選抜の見直しこそが求められます。遠距離と長時間通学を余儀なくされ、保護者の通学費負担が増しています。通学の心配なく通える地元の高校の充実を強く求めておきたいと思います。

以上で、まとめの発言とさせていただきます。1年間、ありがとうございました。

上倉 淑敬 委員(維新/京都市伏見区)

それではまず、委員長をはじめ、委員の皆様には1年間大変お世話になり、ありがとうございました。

また、理事者の皆様もありがとうございました。 僕も当然1年生なので文化・教育常任委員会と いうのは初めてだったのですけれども、これまで よりも、学校を運営されている側というか、教職 員の方々がどのように感じておられるかというの もすごく聞けて、大変勉強になったと思っていま す。これまでは僕も当然生徒しかしたことがない ので、指導者の方々というのがどのような御苦労



をされているのかというのも、御負担が、非常にたくさん色々なことをされているのだ

なというのも、委員の先生方のお話や参考人の方のお話などからも聞くことができたと 思っています。

そんな中で、1月には部活動指導員さんの話を、野村参考人さんに聞くことができまして、大変、学校の先生方の負担というものを軽くしていくためにも、まだまだその形というものが決まっていないと思うのですけれども、部活動の負担、もちろん喜んでやっていただいている先生がおられるというのもわかってはいるのですけれども、専門ではないものを指導されていて負担をされている先生がおられるというのも確かだと思っています。そういった方々に対して少しでも負担を減らしていただいて、その分、教育の指導と言ったらおかしいのですけれども、そちらに専念していただくということも一つの方法でしょうし、部活の指導がきちっとできる先生には、御負担になるのかもしれないですが、そちらもしていただくという、選択ができるような形で部活動指導員というものが配置されていけばいいのかなというふうには思っています。その処遇などもこれからの問題になってくると思うのですけれども、きっちりこれから制度というものを、全体の方針も決めていただいて、生徒さんたちの教育指導というものに余裕を持って当たれるような形を整えていただきたいなというふうに思っています。

また、去年僕が所属した委員会では出前議会というものがなかったので、ことしは初めて経験させていただいて、芸術家の方から現場で話を聞けたのは非常によかったなと思っています。文化というものは、お金もかかると言ったらおかしいのですけれども、色々支援していかないと継続もしていかないものだと思っていますし、文化庁が京都に来るということもありますので、税金ですから、どこまで負担をしていけるのかというのもわかりませんけれども、若手の芸術家の方々というものを育てていくのも一つの大切な役割ではあると思っていますので、今後とも府でしっかり支援をしていっていただきたいなと思っています。

あと、先ほど他の委員からもあったのですけれども、やっぱり教職員の不祥事ですね。 僕らぐらいの世代でそろそろ子どもさんが中学、高校へ上がっていかれる方もおられる のですけれども、やっぱりお嬢さんを抱えておられる方々には、少ないのか多いのかわ かりませんけれども、不祥事の数としては多いけれども、その先生に当たる確率という のは低いのかもしれないですが、非常に心配されておられる方の声も聞いたことがあり ます。携帯電話が普及してきてから、家を通さなくても直接連絡をとれるのかどうかわ からないですけれども、そういった今まで発覚していなかったことが例えばSNSなど で発覚していくのかもしれないですが、親御さんの御心配と、行き過ぎた指導になるの か、教職員の方々とそういった若い女性の方、それが男性になるときがあるのかもしれ ないですが、そういった方々との、指導が行き過ぎているのか、どこまで面倒を見ては るのかわかりませんけれども、行き過ぎたことでは決していけないと思いますし、かと いってあまり見ていなくても見てもらっていないというふうに生徒が思われるのかも しれないですが、きっちりその辺は教育委員会のほうで各先生方にも指導していただき たいなと思っています。

また、現在、高校とか、教育の無償化なども国のほうでも議論されていますが、京都

府は私学に対しても手厚くしていただいているものがあって、実際に行っておられる方 なんかはすごく助かっているというふうにおっしゃっていただいている声も聞いてい るのですけれども、まだまだこれから先も教育にもっともっとできれば負担してあげれ ばいいなと思う部分もありますので、税金で限りあるものですけれども、さらに充実し た教育というものが行われるようにお願いをいたしまして、まとめとさせていただきま す。

どうもありがとうございました。

美貴子 委員 (民進/宇治市及び久世郡) 田中

委員長、それから副委員長におかれましては、委 員会運営並びにまた視察先の選定などに御苦労い ただきまして、本当にありがとうございます。

また、御一緒させていただいた委員の先生方には 大変多くを学ばせていただきました。

あわせて、理事者の皆様には、諸課題に真摯にお 取り組みをいただきまして、ありがとうございます。 感謝を申し上げたいと思います。ありがとうござい ました。

それでは、まとめをさせていただくわけですけれ ども、まず、この委員会に入らせていただきまして、改めて府の文化・教育行政の重要

性を感じさせていただきました。基礎自治体の議員の経験が長かったものですから、府 との役割の分担というのがなかなか自分の中で落とし込みができずに、先生方やそれか ら理事者の皆さんには御迷惑をおかけしたのではないかなと思っています。これも含め まして、この委員会で学ばせていただいたことは非常に大変貴重な経験になったことと いうことでございまして、本当に感謝を申し上げたいなと思っております。

そこで、まとめをさせていただくわけですけれども、私はまずチーム学校の取組につ いて御意見を述べさせていただきたいと思います。

参考人として、先ほども上倉委員のほうからお話がございましたとおり、京都工芸繊 維大学の野村教授から説明をいただきました。特に部活動指導についての御説明があっ たのではないかなと記憶をいたしておりますけれども、教職員のあり方と外部人材との 関わりの御示唆がありました。子どもたちを育成する観点から、多くの人との関わりが 必要だと私は考えておりますけれども、いずれにいたしましても、これからの子どもた ちの未来において、大人としてどういうふうにして責任を持って関わることが大事なの かということを、それぞれの立場からしっかりとサポートをしなければならないという ふうに思っています。子どもに合った適性をともに考えながら、これからもその方向性 をしっかりと見定めていただき、さらによりよきものにしていただきたいとは思ってお りますけれども、夢と希望を持ちながら子どもに合った適性をまたさらに伸ばしていた

だくようによろしくお願いしたいと思っておりますし、あわせて、やはり学校の先生方が抱えられている大きな課題がたくさんあります。この課題も多岐にわたりまして、保護者との問題があったり、地域との問題等があったりしますけれども、そういったことも含めまして訴訟に至るケースもこれからもまた、今まででも出てきているのではないかなと思っておりますので、そういったことのないようにできるだけチーム学校ということで御努力をいただきたいなと、そのように思っております。

常に学校というのはやはり子どもが中心である、子どもを真ん中に据えて、先ほどもお話をさせていただいたように、どのようにして大人が関わっていくのかということが大事だと思っておりますので、学校は子どもたちが夢を持てるような場所であり、そしてまた、どんな環境、境遇にあっても守られるということが大事な場所であると思っておりますので、どうかチームとしてこれからもお取り組みをいただきたいと思っております。

管内視察では視察の重要性を改めて感じさせていただきました。それは鳥羽高校に行かせていただいた折でございます。スーパーグローバルハイスクールとしてさまざまお取り組みをされておりまして、今後も多くの未来ある子どもたちを輩出されることを期待いたしておりますけれども、私は部活動の現場を見させていただきまして、全国大会に多く出場されているにも関わりませず、その練習場所が民家のすぐそばにあって、民家のほうの方からいろいろと御指摘をいただいているというふうなお話を聞かせていただきました。現場を見させていただいて、なるほどなというふうにして思いました。そういう意味では、練習場所の確保ということが非常に困難であり、また問題であり、重要であるなというふうにして改めて感じさせていただきました。

管外視察では日本体育大学附属高等支援学校に寄せていただきました。とてもユニークな校長先生の説明で、本当に学校をつくるというのはこういった先生方が夢と希望を持って取り組んでいただくことだなと改めて感じさせていただきました。なかなかこれからもう一度そこを見させていただくということは難しいかなとは思っておりますけれども、ことし4月開校ということでしたので、その後を見てみたいなというふうな思いをしております。

最後になりますけれども、日本の文化、特に文化庁が京都に設置をされるということから、やはり文化都市としてこれからどのようにして京都の文化を発信していくのかということが重要だと考えております。京都には培われてきた歴史と伝統があります。守らねばならないことと、それをさらに発展せねばならない役割があると考えており、それは先祖先人に学ぶことであり、これからの未来に伝えることだと考えております。グローバル化が進展する中、京都のよさをどのように守り、伝えていくのか、子どもたちの教育として浸透させる重要性を今こそしっかりと考えていかねばならないと思っております。教育の中に体験として取り入れていくのはもちろんのことでございますけれども、海外に行ったときにそれがどれだけ身についているのかということが、私は重要であるのではないかなと思っておりますし、若い世代が担い手として日本の文化を広めていく、そのことが重要と考えております。そういったことを考えますと、文化の体験・

体感が、高等教育でいいのか、義務教育の中でするのか、それとも就学前教育の中から そういったことを方向性として示していかなければならないのかと、そのことを一緒に これからも学んでいきたいなと思っております。

なれない1年でございましたけれども、御一緒させていただきました委員の皆さん、 それから理事者の皆さんには感謝を申し述べさせていただいて、私のまとめとさせてい ただきます。ありがとうございました。

兎本 和久 委員(自民/木津川市及び相楽郡)

昨年5月にこの委員会に2回目ということで参加させていただきまして、本当にありがとうございました。

特に私の地元である山城南地方で中高一貫校ということが以前から課題で、これ関わらせていただいたこと、また、支援学校が新しくできるということで、これも一般のときから、行政に関わる機会を得まして、やっとこういう現実的に形が見えてきたことということは、まず理事者の方々、本委員会の小鍛治委員長、また園崎副委員長、また田中副委員長さんが前半引っ張っていただきまして、本当にこ



れは我々府民にとって一番よかったのと違うかなということで、また今後もよろしくお 願いしたいということを申し上げます。

また、先ほど言われました、丹後地方における教育の一貫、これは本当に難しい問題だと思いますし、会派的な問題もありますけれども、困るのは結局子どもたちですし、皆さん、理事者の方々が経験されたこと、我々一体となって未来の子どもたちをつくっていかなければならない、よき社会人、府民をつくっていくということで、また御尽力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

先ほどから出ていました京都における主権者教育、これは、7月に参議院選挙ありましたけれども、ただ、子どもたちにとっては、1年前から主権者教育をやっていただきましたけれども、実際に経験されたこと、指定校になった木津高校、南陽高校、龍谷大学という中で、これは4~6月の誕生日を迎えられた子どもたちが投票に行ったということなので、杉岡先生がいろいろやられましたけれども、これがパーセンテージは伸びたと、2%で240万人が全国でおられる、これを全国に広げていかないと、文化庁が来るという形もありますし、本当に京都が主になってやっていっていただきたいということを思いますし、また今後とも子どもたちの主権者教育、よろしくお願い申し上げます。その中で、上倉委員も言われたような形で、チーム学校の推進に向けての部活動。これは、やっとスポーツ的な形、昭和63年の国体から長年施設が古かったということで、施設環境、スポーツ環境の整備をやってこられましたし、我々もこの中で身障者の子ど

もたちを身スポという形で、初めて京都がつくっていった場というのもありますし、それが京都府立体育館のネーミングライツの変更というふうな形で企業を巻き込む、こういうスポーツ、北部から南部までの京都一体と考えたスポーツ施設を今後ともつくっていっていただきたいと思いますし、これが去年から文化スポーツ部に統合されてはじめて変わられた部で、以前の文教委員会とはまた違うカラーで、我々も勉強させていただきましたし、北海道に行き、大学のバックアップ、市町村のバックアップ、行政官の協力ですね、これが互いのものになると思いますし、よろしくお願いしたいと思います。

あくまで、我々は京都が長うございますので、この地方自治体の協力があって、ここの府の理事者の方がどんどん引っ張っていただきまして、行政マンを各地方統一化、未来の子どもたちのためにどんどんやっていっていただきたいと思います。

また、個人的には、丹後資料館がありますけれども、これも少し年数的に山城資料館と違いますし、歴史と文化、文化庁が来たということで少し力を入れていただきたいということを要望させていただいておきます。

また今後とも、子どもたちが学ぶ文化とスポーツと教育という形が一体になって、よき子どもたちを据えて、よき社会人、京都府民になるようよろしくお願い申し上げまして、私の1年間の御挨拶とさせていただきます。

また今後ともよろしくお願い申し上げます。

田中 英夫 委員(自民/亀岡市)

小鍛治委員長、園崎副委員長をはじめ委員の皆さ んに、御一緒させていただき勉強させていただきま して、ありがとうございました。

また、理事者の皆様にも大変お世話になりました。 ありがとうございました。

私ごとで途中で副委員長を退任させていただきましたので、非常にその辺御迷惑をおかけしましたことも、あわせておわびを申し上げておきたいと存じます。

私にとりましては、何よりもまず一つは亀岡の専 用球技場、いわゆる京都スタジアム(仮称)であり



ますが、どんな事業でありましても、たくさんの課題があるわけでありますけれども、 それが非常に皆さんに関心を持っていただく形で今日まで来ましたので、そういう意味 で大変であるというイメージもありますけれども、一種、非常にいろんなことがクリア されていって、そしてだんだんといい形の完成に近づいてきたのではないかと思ってお ります。そのような意味におきましては、ぜひ早く、また建設の槌音とともに完成をし、 府民の皆さんにとって専用球技場としてこれが利用されますように、そういう時期が早 く来ますように、ひとつまた御努力をお願い申し上げておきたいというふうに思います。 アユモドキもおかげさまで非常に有名になりましたもので、亀岡市の魚ということに なりました。このことによりまして、これは簡単な漫画の話ではなくて、市の木、市の 花、そして市の魚、あわせて市の石とかそういうものも、桜石等々も指定されたのです けれども、そういう意味では、このことにあわせて亀岡市も、今後ずっと日本にとって アユモドキが貴重な魚であるということで保護をしていくという姿勢をそこに示して いるというふうにまた御理解をいただければありがたいと思っております。

スタジアムの位置も、さまざまな理由からではありますけれども、駅近くになりまして、現実にはよかったのではないかというふうに思っております。それは、人の移動、動線、運びの問題ももちろんそうでありますし、もう一つには、以前から、そこを区画整理として宅地化するということが認められ、そしてそのことに進んできておる土地の一部を利用するということでありますので、従来の農地から立ち上げていくのとは違って宅地の上に建てていくということでありますから、従来よりは理解がしやすくなったのではないかなと思っております。

地下水の問題につきましても、そこもいずれ本来は区画整理いたしまして、駅の真ん前でありますので、例えば大きな施設とか、それがホテルであるのか商業物であるのかは別でありますが、そういうものをつくったときに得てして地下1階、地下2階というものが建物の中にはできるのですけれども、そうしたときにはその広い面積をそこをまだ掘り込んで、そしてコンクリートで固めて、その上にまた地上に建物を建てていくというような大きな箱物になる可能性があったわけでありますけれども、今回のスタジアムには、そういうものがなくて、支持の棒が何百本となりますけれども、支持基盤へ向けてそういうものを打っていくということで、水の流れもあまり変更させずに済むということで、かえってそういう利用になってよかったのではないかなとも思っております。さまざまな理由で色々なことが解決をされてきておりますので、どうぞ御理解を、また学者の先生にも広げていただけるような御努力もいただいて、早急にこれが完成へ向けて、府民にとって、また近隣の住民にとってもまたありがたいものとなりますように、

それと、もう一つは府立医大の事案についてです。真相を究明し、信頼を回復、これはもう当たり前のことでありますし、願っていることでありますけれども、そういう単語を使って言ったとしても、どのようにするのかということがあると思います。やはり、ここで改めて、システムはもうそのとおりでいいと思いますけれども、京都府と府立の医大であるけれども、これが別法人であるということの中での関連、どのようにそれを指導監督ということになるのか、その辺が非常に権限的に難しいところでありますが、そういう課題がこういうときには起こってくるなというように思いまして、そういう意味で、大学の独立性ということと府立であるということ、府の関連で、府から発した大学であるということの事柄とのその整合というか、どれだけそれに関わっていけるのかということについても、今のシステムの中でも検討をひとつまた事例として考えていただいたらいいのではないかなと思いました。

よろしくお願いを申し上げたいと思います。

教育委員会の関係では、過疎地における府立高校のあり方については、もう本当にど ちらから切り口をとっても課題はあります。しかし、現状がよいということではないの で、それをどのようにしていくかということで、いろいろ知恵を結集されての決断をされていたり、また今後、それをまた中部等々ではこれから考えていかなければならない課題があると思います。私たち、地元の市立の小・中学校を見ておりましても同じことがありまして、なかなかそれぞれの方々にとって、年代とか、それから通っている子があるとかないとか、私は卒業したんだというその大事にする意識とか、いろんな切り口によって御意見が違うというのは、本当に難しい問題だと思いますが、いろいろ検討の結果で進んでいくということでありますから、ぜひ決断を持って今後も進めていただきたいと思いますし、そういう方針を貫いて検討もしていただきたいと思っております。

教職員の働き方改革については、一律に言えば長時間勤務になっておるというようなところがあって、非常に難しい課題が出ているというふうに思います。一面には、学校がどこまで子どもたちの教育や育ちに本当に関わるべきなのかということと、それを、あらゆるものを抱えて教育者が進んでいくことが善であるということで来た。それが悪いとは思いませんが、そのことによって非常に過重になってきておるということがあるのだろうというふうに思います。またひとつそこは、具体的には、北のほうの市では、小・中学校の話でしょうけれども、部活動を週に1回休むとか何かいろいろあるようでありますが、今後も精力的に先生方がしっかりとまた子どもたちの指導ができるようにやっていただきたいなと思います。

最後に、文化財に関連してですが、私も解決方法がわからないままで言っておるのでありますが、府有の文化財、府が所有、所蔵している、書画骨董その他文化的価値のある文物について、非常に何万とあるというふうにお聞きをいたしております。展示をしようと思ったらそれだけの設備が要るということで、なかなか難しいということはよく理解ができるのですが、だといって、あるんやと言っていても、それではあまり意味がないのではないかなというふうな感じもいたしております。文化スポーツ部に関わることなのか、ちょっとどちらになるのかわかりませんが、何とかそういうものをやはり目に触れる、手で触れることはできないでしょうけれども、そういうふうにできる方法ということが、そういう方面の文化度を上げていくということにもなるのではないかなと、いわゆる価値のわかる、わからないというか、そういう簡単に価値が語れないものは多く触れることによってその価値が身についてくるというふうに言われておりますので、またそのことについてはひとつ方法をお考えいただけたらと思っております。

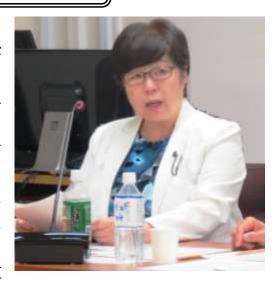
いずれにいたしましても1年間いろいろ勉強させていただきました。ありがとうございました。

佳子 委員(共産/京都市南区) 山内

最初に、委員長、副委員長をはじめ委員の皆さ ん、また理事者の皆さん、1年間大変お世話にな りました。ありがとうございました。

私からは、まず最初に、南部の特別支援学校に ついて一言申し上げたいと思います。

特別支援学校の入学を希望する生徒が増え続け て、南山城支援学校では既に宇治支援学校ができ る前の過密状況にあり、宇治や八幡支援学校でも 支援学校の生徒在籍数というのは増え続けていま す。



私たち共産党の議員団はこの十数年、南部の支

援学校の新設を求めてきましたけれども、ようやく今年度、新設支援学校の実施設計が 予算化をされました。ただ、宇治の支援学校のときもそうでしたが、後発にできる支援 学校が、やはり本当に子どもたちにとって一番よりよいものであるということが求めら れているのですが、支援学校の生徒たちにとっては重要な訓練の場所となる、あるいは 車椅子を利用する生徒たちにとってみれば災害時の避難通路ともなるスロープがない ことなど、本当に障害を持つ子どもたちの発達と成長を第一に考えた学校が建設される のだろうかと非常に懸念があります。現在、過密状況にある南山城支援学校の生徒の教 育条件を改善する、まだ数年ありますから、新設支援学校ができるまでに、そういう点 では、現在の過密状況にある南山城支援学校の生徒の教育条件を緊急に改善すること、 また、新設支援学校の建設に当たって現場の教職員の声、保護者の声をよく聞いて、生 徒たちにとって最善の教育条件を保障するために、教育委員会としても予算を確保して 引き続き御努力をいただきたいというふうに思います。

それから次に、京都学・歴彩館がオープンをいたしました。当初から私たちが指摘し ていた問題がより明らかになってきたのではないかなというふうに思っています。知事 のトップダウンでデザインビルド方式を取り入れて、予定価格より工事費が大幅に上 回ったことだとか、また、ガラス張りの部屋のため、お聞きしますと研究室にはエアコ ンを2つつけなければならないというようなことも伺っていますが、省エネ時代に逆行 するような状態ですし、維持管理費が大きく膨らむというのは問題だというふうに思っ ています。

同時に、お金の問題もそうですけれども、やはり最大の問題は公文書館、それから資 料館としての機能、文化・学術拠点としての機能についてであります。資料の太陽光線 による劣化の問題、それから各部屋の遮光と防音対策の問題、それから吹き抜け部分の 落下防止対策など、現場の教職員の声を聞かずに行った数々の問題点が、今、現実的に 明らかになっているというふうに思っています。

府民サービスという点でも、多くの資料が地下の書庫におさめられているということ

で、資料を直接見ることができないなどサービスの低下が見られます。実は先日、旧資 料館時代からよく利用していたという郷土史の研究家からお電話をいただいたところ です。資料館だと思って入ったけれども、何も標示がなくて、府立大学の図書館でうろ うろ探し物をしていたのだと、標示はせめてつけてもらわないと困ると。一番困るのが、 蔵書の3分の2が地下に保存されているので、これまでだと資料を目の前で見て、どの 資料で研究しようかということができたのが、手にとって資料を見られないから非常に 困っているということでした。器だけきれいになったが大変使いにくくなったという苦 情のお電話でした。そういう点では本当に、今後の改善、どこができるのかということ もありますが、現場の職員もいろいろ努力をしているというふうには思いますけれども、 そういう声に耳を傾けて改善の努力をしていただきたいし、あと、機能が全く異なる府 立大学の文学部や図書館と、それから京都学・歴彩館を一体的に運営していくことに よって、さまざまな課題や弊害が起こり得るのではないかというふうに思っています。 特にセキュリティ対策について、府立大学の図書館のほうには死角が非常に多い。今ま でだと小さな図書館で職員の目が大体届いたのだけれども、目が届かない場所があって、 そこに誰でもチェックなしで入ってこられるという点では問題だというふうに思って います。公的な資料館、公文書館としての本来の役割が損なわれることのないようにし ていただきたいし、府立大学の教育条件が後退しないよう、また、学生の安全対策につ いても今後検討、御助力をいただきたいというふうに思っています。

同時に、旧資料館の跡地活用の検討についてであります。昨年1月に北山文化環境 ゾーン未来構想委員会第1回の会議が開かれました。会議のまとめを見てみますと、そ こで出された意見で、跡地活用でどうやって人を呼び込むのか、観光客をどうやって呼 び込むのかといったような議論が本当に多く出されていて、これはいかがなものなのか なというふうに思っています。これは新聞報道でありますが、府立文芸会館についても 資料館の跡地に移転するということが検討されていますが、利用者からハード面でもソ フト面でも非常に高い評価を得ている文芸会館の質が、跡地に移転することによって本 当に保障されるのかということで危惧の念が寄せられているところであります。

国の計画には、文化・芸術を創造し、享受することが、人々の生まれながらの権利であるということできちっとうたわれています。そういう点でいいますと、国や自治体の公的責任というのは、その権利をどうやって保障するのかという一番の責任がそこにあるというふうに思っています。文化や芸術の振興によって観光客がふえたり、あるいは経済が活性化するのは結果としてそれはあることだろうと思いますし、そのこと自体を否定するものではありませんが、観光だったり経済の活性化が目的になってしまうというのは、これは本末転倒であります。跡地活用検討委員会で検討する際にも、跡地活用が市場原理最優先のような活用に決してならないようにしていただきたいし、京都府が積極的に公的責任を果たしていくことが求められている、このことを強く指摘をして、私のまとめの発言とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

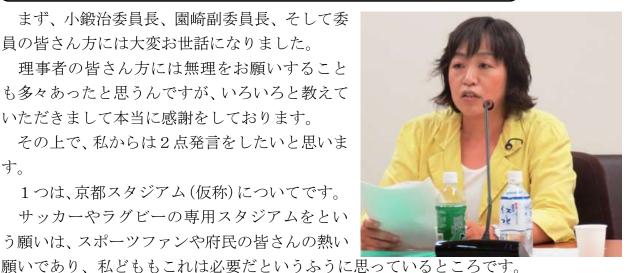
真理子 委員(共産/京都市西京区)

まず、小鍛治委員長、園崎副委員長、そして委 員の皆さん方には大変お世話になりました。

理事者の皆さん方には無理をお願いすること も多々あったと思うんですが、いろいろと教えて いただきまして本当に感謝をしております。

その上で、私からは2点発言をしたいと思いま す。

1つは、京都スタジアム(仮称)についてです。 サッカーやラグビーの専用スタジアムをとい う願いは、スポーツファンや府民の皆さんの熱い



ところが知事によって、この場所がJR亀岡駅北側に決定されてから4年余りになり ますけれども、府民、スポーツのための施設となるはずのこの計画が、今、亀岡市民や 環境団体、府民の皆さんから疑問や批判が相次ぐ大変不幸な事態になってしまっている

というふうに思うわけです。

この前の2月府議会には、スタジアム建設予算が提案、通されましたけれども、その 直前の2回の環境保全専門家会議と公共事業評価第三者委員会、府が強引に開いたこと に対して環境の専門団体などから余りに拙速だと、看過できない事態だと意見が上がり ましたし、この両有識者会議そのものでも水質汚染の問題、工事の影響の懸念、白紙委 任のようだ、公共事業の進め方としてこれでよいのかと、こういう府の強引な姿勢に批 判が噴出する形となりました。

この環境保全専門家会議ですけれども、実は本日の夜に開催がされるということで、 昨日の夕刻、理事者から私どもにもお知らせをいただきました。このペーパーを見ます と、マスコミに対しては、会議は冒頭から取材可能(記者席あり)、終了後、府・亀岡 市合同で事後説明会を行うというふうに記されているのですけれども、一方で一般傍聴 はできませんというふうに書かれていて、確かめましたけれども、府民もまた議員も傍 聴さえできないと。そして、所管をしているこの常任委員会が、今日、今このように開 かれているのですけれども、経過の報告も一切なしということなのですね。

そもそもこの3カ月間、アユモドキや地下水の具体的な調査や検討、対策が何か進ん だのかどうか、水害対策や住環境なども含めて問題点は多々あるわけですが、これらの ことがどこでどのように検討されているのか、されていないのか、その経過さえも府民 にも議会にも全く明らかにされていないわけで、これが府民不在、そして議会軽視をし ているのではないかというふうに言わざるを得ない姿だというふうに思うわけですね。 本当に残念だと思うのですが。

私は改めて、今日の環境保全専門家会議を、ぜひ一般の府民や議員が傍聴できるよう にしていただきたいと求めたいと思いますし、また、この問題は、委員の皆さんにも、 こんなことをずっと許しておいていいのかどうかということで問いかけておきたいなというふうに思います。

そもそも今のスタジアムの計画には、私ども少なくとも4つの根本的な問題があると 指摘をしてきたところです。

1つは、建設予定地の一帯が水害の常襲地であると。大規模な埋め立て開発で洪水被害が広がるということを亀岡市民の皆さん、そして私の住んでおります西京区をはじめとして、京都市内の桂川下流の皆さんからも心配の声が寄せられております。亀岡では住民訴訟になっており、市議会への請願署名が1万2,000筆にもこの2月に上っているということです。そして、河川防災の専門家からも、淀川水系で府内唯一の狭窄部、保津峡があり、駅北一帯が遊水地だと、住民の命を守るためにも氾濫のおそれがある場所の開発はそもそもしてはならないのだという指摘があるわけです。

2つ目はアユモドキですけれども、専門家によりますと、これは500万年、東南アジアのモンスーン気候のもとで、また日本の伝統的な農業とマッチする形で命をつないできた淡水魚なんですね。とりわけ亀岡駅北、保津の地域のほかと比べて遅い田植えとアユモドキの卵を産む、繁殖をするタイミングがたまたま絶妙であって、そこでアユモドキが国内で生き残ってきた3カ所のうちの1つに亀岡がなっていると。国内で生き残っているということは、世界でも3カ所しかないということですから、亀岡というのは日本中でも貴重なまさにアユモドキの町になっているということですね。そして、そういう場所については、多くの専門家が指摘をされているように、環境保全に最も重要なのは予防原則に立つことだ、具体的な被害が発生していなくても未然にそういう場所は開発を回避しようという国際原則ですけれども、この立場に立つということであり、つまり大規模開発は本来すべきではない場所だということなのですね。

さらに3つ目には、にぎわい、活性化の名のもとに、スタジアムを核にして商業・観光施設などの大規模呼び込みが構想をされてまいりました。安倍政権によるPFI、コンセッション手法を使って、今度5月30日には府の公民連携プラットフォームで典型例として紹介され意見交換がされるというふうに出ております。お聞きをしますと、スタジアム本体の商業ゾーンがあると、そしてスタジアムの周り、駅周辺にも大規模に商業施設やホテルの呼び込みがされようとしている。あの地域は高さの規制がないですね、それから地下利用の規制もないということで、まさに一変させるような計画が構想されています。しかし、住民の皆さんから、これが本当に経済の活性化になるのか疑問の声も出ていますし、何より住環境や交通渋滞など心配の声が広がっているわけです。

そして4つ目には、膨らむ財政負担と知事のトップダウンの手法、府民不在。基本設計、実施設計が昨年度に終わっているはずですけれども、いまだに議会にも府民にも事業計画の全容が明らかにされないと、府民説明会もいまだにされていない。私は、住民合意のない公共事業というのは、環境保全とともにやっぱり今はもう時代おくれになっているということも指摘してきたわけですけれども、ここの点は理事者の皆さんにはぜひ真剣に受けとめていただきたいなと思います。

さて、本日も開催される環境保全専門家会議ですけれども、その中身はなかなか明ら

かにされないので私どももその中身をつかむこと自身が苦労するのですが、アユモドキの保全について専門的な調査や解析を本当に粘り強く重ねてこられていて、その専門家の皆さんの科学的な姿勢には心から敬意を表するものです。同時に、この専門家会議をもって、先ほど挙げましたような根本的なさまざまな問題が調査や検討、解決がされるものではない、その責任というのはまさに設置者である京都府にあるわけです。そうしたもとで、本日の専門家会議開催をもって計画の強行は許されない、この点は厳しく指摘をしておきたいと思います。

もう一点だけ、子どもと若者の貧困対策について発言したいと思います。

LDA-KYOTOの皆さんが、若い人たちを中心にして、学費の値下げ、給付制奨学金を求めて粘り強く運動を繰り広げてこられました。特に今年の2月府議会と去年と合わせて請願署名が1万2,000筆を超えて寄せられると、空前の運動に広がっています。これは、やっぱりこの課題が府民的運動、世論としても広がっている、それを可視化した大きな到達点だと思いますし、同時に、御承知のとおり、この運動が政治を動かして、国政では給付制奨学金が本当にわずかですけれどもスタートをしたと。府政でも、奨学金返済支援制度が初めて創設をされるということになりました。同時に、対象がごくわずかであり、これではやはり残念と関係の皆さんから声が上がっています。抜本的な制度の拡充が必要と求めていきたいと思います。

同時に、子どもの貧困対策ということが、この間、強調されてきましたけれども、私どもはその中で繰り返し、実態の把握とともに具体的な対策を求めてきたところです。これは所管がまたがる問題でもありますが、文教の関係では、具体的には、1つは沖縄県などに倣っての大規模な実態の調査と、2つ目に就学援助の入学前支給など抜本的な拡充、3つ目に全員制の温かい中学校給食の実施と、さらに給食費の無償化に進むということ、4つ目にスクールソーシャルワーカーの全校への配置の問題、5つ目に私学あんしん修学支援制度のさらなる拡充など、これはそれぞれ苦労もされ、努力もされてきていることであるとは十分承知しておりますが、今、全国の様子をお聞きしますと、例えばあんしん修学支援制度などは府がスタート切ったけれども、今、東京都などをはじめとしてぐっと前に進める動きもこうした情勢の中で出てきているという話ですので、さらに努力を求めたいと思います。

また、述べました中身は、ここでも議論してきましたとおり、市町村の課題であったりもする、また国の課題であったりもするわけですけれども、やっぱり、これは国が、これは市町村が、これは府がというふうに言っている間に子どもたちは大きくなるわけですよね。府自身の喫緊の課題として連携して取り組むということが必要だと、このことを指摘しておきたいと思います。

以上ですけれども、1年間大変お世話になりました。ありがとうございました。

田中 健志 委員(民進/京都市中京区)

1年間ありがとうございました。

1年間の委員会の運営を振り返りますと、本当に 有意義だったと思います。幅広いテーマ、参考人 招致のテーマだけ今振り返っても、主権者教育で あったり障害者スポーツ、部活動指導のあり方と か、英語教育を取り上げていただいて、非常にタ イムリーで時宜にかなったものだと思いますし、 文化スポーツ部と、それから教育委員会と、それ ぞれバランスよくテーマを設定していただきまし た。



また、管内外調査も大変有意義で積極的だったと思います。

委員長、副委員長を中心とした委員会運営に感謝を申し上げたいと思います。 私から端的に3点、申し上げたいと思います。

まず1つは、京都市への権限移譲に伴って、京都市内の教員の加配分の人件費の負担について心配しておりましたけれども、工夫され、落ちついた形になったのかなと思います。3年間の取組ということになるのかもしれませんけれども、今の現状として落ちついておさめていただいたということには感謝を申し上げたいと思います。

2つ目、これはさきの委員からも御指摘ありましたが、高等教育の無償化の動き、奨学金も含めた、これを今後国においては加速をさせなければいけないと私も思います。特に高校の授業料無償化については、当時の民主党政権のときに流れをつくったわけでありますが、その後、所得制限等があったり、あるいは国の基金がなくなって、今、本府では私学のあんしん修学支援制度というのが全国トップレベルでありますが、本府の単費ということで年間40億ぐらいだったと思いますけれども、知事のお言葉をおかりすると歯を食いしばって続けていただいているということだと思います。全国的にも優れた制度でありますし、これは何とかキープをしていただきたいと思いますが、今後、国全体としての、高校それから大学のさまざまなやり方での無償化であったり、経済的な支援の動きというものを進めていかなければいけない。そうした中で、ひょっとすると、歴史的に見ると、端境期といいますかはざまに、要は今、私学の財政的なもののはざまにあるのかもしれません。そうなって、国の負担で、国全体でそれはきっちりと財源をつけるべきだと思うのですけれども、今、ない中で京都府が単費でこれを続けていただいているということは、大変ありがたいし、これはやはりしっかりと続けていかなければいけないと思います。

3点目に、この委員会ではあまり議論にならなかったのですが、私は、子どもたちの 教育現場の安全の確保、安心・安全というものが何よりも大事だと思っております。個 人的にはボランティアで登校のボランティア誘導をしておりまして、朝、本当に子ども たちが元気に学校に行く、元気に帰ってくるということ、これが本当に何よりも大事だと思います。今年度、この委員会であまり議論にならなかったのは、裏を返せばそれほど大きな問題がなかったということかもしれません。しかしながら、過去に本府では悲しい事故がありました。また、他県ではつい最近も悲しい、痛ましい事件がありました。こういったことがあるんだということですので、ぜひこれは、もちろん本府で今年あまり大きな問題がなかったから取り組んでいないということではなくて、しっかりと取り組んでいただいているということだと思いますが、この取組についてはぜひ継続をしていかなければいけないということを指摘させていただきたいと思います。

最後に、府立医科大病院の問題については、これはもう府民の税金を使った府民のための病院ということは言うまでもないことでありますので、この問題については府民の信頼を取り戻せるようにしっかりと取り組んでいかなければいけないということと、文化庁の移転については私も大変大きな期待をしておりますし、京都府としても、府民の皆さんとしても大きな期待を寄せているものだと思いますので、この取組についてもしっかりと取り組んでいただきたいということを最後に申し上げまして、私のまとめとさせていただきます。

ありがとうございました。

巽 昭 委員(自民/京丹後市)

小鍛治委員長をはじめ副委員長、皆さんにもお 世話になりましたし、理事者の皆さんにも大変お 世話になりまして、ありがとうございました。

1年間ということで資料をいただいたのですが、 調査もなかなか出られないときもありましたけれ ども、雨の中の石見銀山、厳寒のオホーツク地方 など、本当に印象に残る視察もたくさんありまし て、委員長らしいというふうに思っております。

また、網走で日体大附属の高等支援学校、地方でそういう取組も新しく始まるんだということで勇気も湧いておりました。



府立高校でありますけれども、鳥羽高校のスーパーグローバルハイスクールというすばらしい国の取組も含めて行われている一方で、丹後でも高校の再編ということで今大きな問題になっております。いろんな問題点も指摘されることもありますけれども、キャンパス化をするという、この方向がしっかり決まった今から、本当に京都府の大事な取組のスタートが始まったというふうに思っております。京都府のために、また地域のために、日本のためにどんな教育が必要なのか、ただ小さな学校をキャンパス化にするという、そういう単純なことではなくて、やはりこれからの学校再編のモデルケースになるような、しっかりと取組を進めていただきたいというふうに、本当に皆さん期待をされておりますので、お願いをしたいというふうに思います。

また、出前議会で、文化や芸術、それも東京一極集中しているという現実を聞かせていただきました。文化庁の移転も本格的に始まりました。京都の文化云々ではなくて、この文化庁の移転で日本の文化をどういうふうにしていくのか、また、文化の強さをどういうふうにしてあらわして世界に発信をしていくのかということ、ぜひすばらしい移転の第一歩と国の見本になるように、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

それから、先ほどもありましたスポーツ施設というものの取組も大変進んでまいりました。大きな期待を持っているところであります。文化・スポーツというのは、人と人との絆をつくっていくという大事な手段だと思いますし、地域が連携をしていくいい方法だというふうに思っています。でも現実は、地方の文化施設、地方のスポーツ施設というのは非常に遅れております。京都府は全体で、京都国体以来、スポーツ施設の整備が遅れているというふうに言われていましたけれども、そういう中でも本当に近年力を入れて施設を改善していく、また新設をする機運が高まっているわけです。地方も、そういう点では、例えば人口が少ないから絆ができやすいであろうとか、田舎だから自然と連携するだろうというものではなくて、田舎だからこそ、人口が少ないからこそ、やはりそういう絆や連携というのが難しくなっているケースもあるので、地方の文化施設やスポーツ施設の整備について、この府庁にいてはなかなかわからない部分がありますので、またしっかりとその辺は検証していただいて、お願いをしたいというふうに思っております。本当に期待をしておりますので、これからもどうぞよろしくお願いします。1年間、本当にありがとうございました。

園崎 弘道 副委員長(自民/城陽市)

まず初めに、小鍛治委員長、そして委員の皆様、 また理事者の皆様、また事務局の皆様には、大変1 年間お世話になりましてありがとうございます。

私は、いろいろあるのですけれども、少し1点だけ言わせていただきたいなと思っております。

この委員会を通じまして、障害者スポーツについてですけれども、金山先生であるとか、あるいは日体大の支援学校のところでいろいろと学ばせていただく中で、1つは、スポーツ庁というのが立ち上がり、2020年に向けてという機運の盛り上がりがあ



る一方で、しかしながら、この京都府でいうと、福祉の部局と文化・スポーツの部局と そして教育委員会の部局と、このはざまといいますか、それをまたぐといいますか、そ ういったところでありますので、その連携がとても重要であるということと、しっかり とそこを意識して見ておかなければ、逆に言うとスポットが当たらない分野でもあるの かなというふうに思いました。2020年の機運に向けて、しかしかなり世の中の人たちか らしても注目をされている分野でもあるというふうに感じましたけれども、まだまだ、 聞いておりましたら、障害者の方々がスポーツをしていくという環境が整っていない、 あるいは人数がまだまだ少ない、また、健常者の方々と一緒にやるであるとか理解とい うものが進んでいないという現状があると思います。そういう意味では、例えば教育委 員会の中でもそういった取組を、支援学校の中でもボッチャをやってみたりとか、いろ いろ先進的には取り組んでいただいているのですけれども、まだまだそれを、特に2020 年に向けては、次年度が2018年、2019年と、この二、三年ぐらいでしっかりと取り組ん でいくということが、1つのタイミングではあるかなというふうに思いますので、より 一層、この機を、特に各支援学校で何らかの、スポーツなのか、あるいは、日体大のと ころでは地域のいいピザを焼く機械を見せてもらいまして、そこでとれた野菜を地域の 方々に食べていただきたいんだというようなことも含めて、スポーツであるとか、ある いは食というような、こういう楽しいことを通じて地域の方々に発信をして理解を広め ていくというような取組も、ぜひこの機会に支援学校ではやっていただくことも必要な のかなと。あわせて井手町のほうもまた、いろいろと学校の敷地が少し狭いというよう なこともあったりとか、また、教職員の、スタッフのほうがなかなか追いつかないとい うようなことも少し聞いておりますけれども、そういった課題を乗り越えて、特に障害 者のスポーツについて、また障害者とのインクルーシブな教育というものを推し進めて いただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、文化・教育常任委員会は、終わってみたらいつも一番最後になっているようなことで、活発にいろいろと皆様の意見交換がされて非常に有意義だったというふうに思うのですけれども、いずれにしても非常に重大な部局であるということと、また、文化そして教育というのは大事な時期に来ているということで、引き続きまして理事者の皆様方には一歩一歩着実な運営をしていただきたくお願いを申し上げまして、まとめとさせていただきます。

1年間、ありがとうございました。

小鍛治 義広 委員長(公明/京都市南区)

昨年5月から本日に至るまでの間、園崎副委員長をはじめ 委員の皆様方、そして委員会審査や管内外調査、閉会中の委 員会の実施などにおいて、円滑な運営に格段の御協力をいた だきましたことに心から感謝を申し上げます。ありがとうご ざいました。

また、理事者の皆様方におかれましては、この間、各般 行政に大変な御尽力をいただき、ありがとうございます。

おかげをもちまして大過なく委員長の責務を果たせましたことを、この場をおかりして委員並びに理事者の皆様に厚く御礼申し上げます。

この1年間を振り返ってみますと、昨年、文化庁の京都 への全面移転が方針決定され、本年4月には先行移転とし



て地域文化創生本部が立ち上げられたところであります。また、先日には京都学・歴彩館が盛大にグランドオープンをされました。

京都府においては、文化首都にふさわしい文化行政が望まれているところではありますが、これまで以上に文化財を活用した広域的な観光振興、文化・芸術を活かし、地域の経済活性化などに取り組んでいただきたいと思います。

本委員会の管内調査では、スーパーグローバルハイスクールに指定されている鳥羽高校に視察に行かせていただきました。学習指導要領の改訂を見据えて、この4月には「グローバル人材育成に向けて」をテーマに参考人を招致し、調査・研究を進めたところであります。今後ますます進行するグローバル社会で子どもたちが活躍できるよう、学校現場における環境整備に一層のお取り組みをお願いしたいと思います。

今のようなソフト面に加えて、またハード面ではクラブ活動の整備ということで、鳥羽高校においては相撲部、またウエイトリフティングと整備をお願いしていたわけですが、他の府立高校につきましても、子どもさんが実際3年間学校に通われると、そのうち真剣にクラブができるのが多分2年半ぐらいだというふうに思うのですね。あっという間にその2年半というのが過ぎてしまう。その間に、何としても早くハードの整備を進めていただきたいとお願いを申し上げます。

また、2回ありました管外調査につきましては、天候不順に見舞われる中、当初の予定を全て無事に実施することができ、皆さん、新たな見識を深めるとともに、議会や、また委員会などの議論に大いに役立てていただけたかと思います。

最後に、残念ですが、府立医科大学附属病院における虚偽有印公文書作成・同行使の 疑い事案について、公立大学法人の設置者という立場から、法人が府民からの信頼を一 日も早く回復できるよう支援に努めていただきたいと思います。

最後になりましたが、理事者の皆様におかれましては、本委員会での活動において各委員から出された御意見、御要望について、今後の府政運営に向け積極的に御検討いただきますようにお願いを申し上げます。

委員並びに理事者の皆様方におかれましては、御健康に留意され、今後ますます御活躍されることを祈念いたしまして、甚だ簡単ですが私の挨拶とさせていただきます。

1年間、本当にありがとうございました。

参考資料



文教常任委員会 管内外調査等実施状況

1 管内調査

年	年 月	日	調 査 先 及 び 調 査 事 項
2 5	25. 7. :	25	▶京都スタジアム(仮称)建設予定地[於:南丹広域振興局]・京都スタジアム(仮称)建設予定地について▶京都府立須知高等学校・同校における校種間(小・高・大)連携の取組について▶京都府立ゼミナールハウス・同施設の概要について
	25. 8.	3	▶京都府立植物園 昼夜逆転室・高山植物室 オープニング・セレ モニー(行催事等委員会調査)
	26. 1.	30	▶第32回京都府文化賞懇談会(行催事等委員会調査)
	26. 3.	24	▶平成25年度京都府立大学学位授与式(行催事等委員会調査)
	26. 3.	25	▶京都府立ゼミナールハウス整備工事完成披露式典 (行催事等委員会調査)
	26. 4.	3	▶平成26年度京都府立医科大学入学式(行催事等委員会調査)
	26. 4.	4	▶平成26年度京都府立大学入学式(行催事等委員会調査)
	26. 4.	26	▶山城総合運動公園弓道場竣工式(行催事等委員会調査)
	26. 4.	28	▶京都府立海洋高等学校実習船「みずなぎ」竣工式 (行催事等委員会調査)
2 6	26. 7.	14	▶京都府立田辺高等学校・同校の概要について▶京都府立城陽支援学校・同校の概要について▶立命館宇治中学校・高等学校・同校のグローバル人材育成の取組について
	26. 11.	7	▶出前議会 [於:京都府中丹広域振興局 舞鶴総合庁舎] ・いきいきと学べる教育環境をめざして ~不登校問題と子どもの居場所づくり~
	27. 2.	6	▶第33回京都府文化賞懇談会(行催事等委員会調査)
	27. 3. 2	24	▶平成26年度京都府立大学学位授与式(行催事等委員会調査)
	27. 4.	3	▶平成27年度京都府立大学入学式(行催事等委員会調査)
	27. 4.	7	▶平成27年度京都府立医科大学入学式(行催事等委員会調査)
	27. 4. 2	27	▶京都府立山城総合運動公園陸上競技場「スタンド上屋(屋根)」・「夜間照明設備」工事竣工式(行催時等委員会調査)

2 管外調査

年	年 月 日	調 査 先 及 び 調 査 事 項
	25. 11. 14 ~15 (事前調査 11. 13)	▶横浜市立北綱島小学校・生き抜く力を育てる防災教育について▶神奈川県議会・シチズンシップ教育の取組について▶駒場運動公園・スポーツ振興とまちづくりの取組について
2 5	26. 1.22 ~24 (事前調査 1.16)	 ▶兵庫県議会 ・地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」について ▶美波町立伊座利校(伊座利小学校・由岐中学校伊座利分校) ・学校と地域の活性化の取組について ▶香川県議会 ・瀬戸内国際芸術祭について ▶広島県立生涯学習センター ・放課後子ども教室推進の取組について ▶萩博物館 ・まちじゅう博物館の取組について
2 6	26. 11. 10 ~12	 ▶公立大学法人 福岡県立大学 ・不登校・ひきこもりサポートセンターの概要について ▶熊本県議会 ・いじめを許さない学校・学級づくりの取組について ▶熊本県立熊本かがやきの森支援学校〔於:熊本県議会〕 ・熊本県の特別支援教育について ▶高森町教育委員会〔於:高森町立高森中学校〕 ・ICTを利用した教育について ▶九州歴史資料館 ・同館の概要について
	27. 1.21 ~22 (事前調査 1.15)	 ▶兵庫県立考古博物館 ・参加体験型の博物館の取組について ▶鞆の津ミュージアム 同館の概要について ▶広島県立広島中学校・広島高等学校 ことばの教育の推進について ▶岡山県青少年教育センター閑谷学校 ・歴史文化財を生かした体験学習の取組について

文化·教育常任委員会 管内外調查等実施状況

1 管内調査

		T
2 7	27. 6. 2	▶京都府立清明高等学校竣工式(行催事等委員会調査)
	27. 7.16	▶京都府立農芸高等学校・同校の概要について▶京都市立西京高等学校・同校附属中学校・同校の概要について▶京都府立植物園・北山文化環境ゾーンの整備について
	27. 12. 20	▶第4回全国高校生伝統文化フェスティバル (行催事等委員会調査)
	28. 2. 9	▶第34回京都府文化賞懇談会(行催事等委員会調査)
	28. 2.12	▶出前議会 [於:仁和寺 御室会館]・文化財の保護と活用について〜貴重な文化遺産を後世に残し、 日本文化を世界に発信するために〜
	28. 4. 6	▶平成28年度京都府立大学入学式(行催事等委員会調査)
	28. 4. 7	▶平成28年度京都府立医科大学入学式(行催事等委員会調査)
	28. 5. 30	▶2016ツアー・オブ・ジャパン京都ステージ (行催事等委員会調査)
28	28. 7. 19 ~20	 ▶京都府立鳥羽高等学校 ・スーパーグローバルハイスクールの取組等について ・施設視察 ▶京都府立丹後郷土資料館 ・丹後地域における文化財の概要と天橋立の世界遺産登録に向けた取組について ・施設視察 ・現地視察(天橋立) ▶京丹後市役所[於:京丹後市久美浜庁舎] ・東京オリンピック・パラリンピックでのホストタウン登録に向けた取組とホストタウンとしての予定事業について ・現地視察(久美浜町浜公園) ▶京都暁星高等学校 ・丹後地域における私立高校の役割について ・施設視察
	28. 7.23	▶ナショナルトレーニングセンター開所式(行催事等委員会調査)
	28. 12. 18	▶第5回記念大会 全国高校生伝統文化フェスティバル (行催事等委員会調査)
	29. 2. 1	▶第35回京都府文化賞授賞式(京都文化芸術会議交流会) (行催事等委員会調査)
	29. 2. 7	▶出前議会 [於:京都府京都文化博物館]・若手芸術家の発掘・育成による芸術振興について~京都から世界へ~

29.	3. 23	▼成28年度京都府立大学卒業式(学位授与式) (行催事等委員会調査)
29.	4. 6	▶平成29年度京都府立大学入学式(行催事等委員会調査)
29.	4. 7	▶平成29年度京都府立医科大学入学式(行催事等委員会調査)
29.	4. 9	▶文化庁地域文化創生本部設置記念式典(行催事等委員会調査)
29.	4. 26	▶京都文化力プロジェクト推進フォーラム(行催事等委員会調査)
29.	4. 27	▶京都府立京都学・歴彩館グランドオープン記念フォーラム (行催事等委員会調査)

2 管外調査

年	年 月 日	調査先及び調査事項
2 7	27. 11. 10 ~11	 ▶愛知県立大学 ・魅力のある大学づくりについて ▶名古屋大学教育学部附属中学校・高等学校 ・同校の概要について ▶静岡県立大学 ・ムセイオン静岡の取組について ▶一般社団法人静岡学習支援ネットワーク〔於:静岡県立大学〕 ・子どもの貧困対策への取組について ▶静岡県コンベンションアーツセンター(グランシップ) ・同センターの文化振興の取組について
	28. 1.19 ~21	 ▶川崎市立はるひ野小中学校 ・小中一貫教育に適した学校施設について ▶東京都立小石川中等教育学校 ・同校の概要について ▶三鷹市星と森と絵本の家 ・子どもたちが豊かに成長する地域文化創造のための取組について ▶東京国立博物館 ・同博物館の概要について ▶横浜市立東山田中学校 ・学校と地域をむすぶ取組について ▶横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校 ・サイエンスエリートを育成するための取組について
28	28. 11. 8 ~ 9	 ►石見銀山世界遺産センター ・世界遺産登録に至るまでの取組と遺産の保存・管理の取組について ・現地視察(龍源寺間歩) ▶岡山県立図書館 ・岡山県立図書館の取組について ・施設視察
	29. 1.25 ~27	 ▶北海道博物館 ・同博物館の概要について ・施設視察 ・現地視察(北海道開拓の村) ▶札幌市立栄町小学校・中学校 ・同校におけるインクルーシブ教育について ・施設視察 ▶北海道オホーツク総合振興局 ・オホーツク・スポーツ合宿誘致の取り組みについて ▶日本体育大学附属高等支援学校 ・同校の取り組みについて ・施設視察